

平成24年第3回定例会

# 鋸南町議会会議録

平成24年6月14日

鋸南町議会

## 平成24年第3回鋸南町議会定例会議案一覧表

議案第1号	鋸南町東日本大震災復興基金条例の制定について
議案第2号	鋸南町印鑑条例及び鋸南町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
議案第3号	平成24年度鋸南町一般会計補正予算（第1号）について
発議案第1号	国における平成25年度教育予算拡充に関する意見書（案）について
発議案第2号	義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書（案）について

## 平成24年第3回鋸南町議会定例会会議録目次

招集告示	1
議事日程	2
本日の会議に付した事件	2
出席議員	2
欠席議員	2
地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	3
本会議に職務のため出席した者の職氏名	3
開会の宣言	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
諸般の報告	6
町長からの提案理由の説明、諸般の報告	6
一般質問	9
三国幸次君	9
小藤田一幸君	19
緒方 猛君	29
鈴木辰也君	42
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	56
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	58
議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	60
議事日程の報告	69
発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	70
発議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	72
閉会の宣言	74



鋸南町告示第28号

平成24年第3回鋸南町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成24年6月11日

鋸南町長 白石 治 和

- 1 期 日 平成24年6月14日 午前10時
- 2 場 所 鋸南町役場議場

平成24年第3回鋸南町議会定例会議事日程〔第1号〕

平成24年6月14日・午前10時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 一般質問（4名）
- ① 12番 三国幸次 議員
  - ② 2番 小藤田一幸 議員
  - ③ 3番 緒方 猛 議員
  - ④ 4番 鈴木辰也 議員
- 日程第5 議案第1号 鋸南町東日本大震災復興基金条例の制定について
- 日程第6 議案第2号 鋸南町印鑑条例及び鋸南町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第3号 平成24年度鋸南町一般会計補正予算（第1号）について

本日の会議に付した事件  
議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	渡邊信廣君	2番	小藤田一幸君
3番	緒方猛君	4番	鈴木辰也君
5番	手塚節君	6番	黒川大司君
7番	伊藤茂明君	8番	松岡直行君
9番	笹生正己君	10番	平島孝一郎君
11番	中村豊君	12番	三国幸次君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町	長	白石 治和 君	副 町 長	川名 吾一 君
教 育	長	富永 清人 君	会 計 管 理 者	篠原 一成 君
総務企画課長		内田 正司 君	税務住民課長	渡邊 昌廣 君
保健福祉課長		前田 義夫 君	地域振興課長	福原 傳夫 君
教 育 課 長		菊間 幸一 君	水 道 課 長	伊藤 敏夫 君
監 査 委 員		浪川 明 君	総務管理室長	三瓶 睦 君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局

事 務 局 長	高橋 一利	書	記 醍 醐 陽 子
---------	-------	---	-----------

…………… 開 会 ・ 1 0 時 0 0 分 ……………

〔開会のベルが鳴る〕

### ◎開会の宣言

#### ○議長（中村豊）

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。

定足数に達しておりますので、平成24年第3回鋸南町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議案の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

#### ○議長（中村豊）

配布漏れなしと認めます。

### ◎会議録署名議員の指名

#### ○議長（中村豊）

日程第1「会議録署名議員の指名」をいたします。

今定例会の会議録署名議員は会議規則第120条の規定により、3番 緒方猛君、  
8番 松岡直行君の両名を指名いたします。

### ◎会期の決定

#### ○議長（中村豊）

日程第2「会期の決定」を行います。

この件については、去る6月8日午前10時から議会運営委員会が開催され、協議されておりますので、今定例会の会期及び日程について、議会運営委員長から報告を求めます。

議会運営委員会委員長 伊藤茂明君。

〔議会運営委員会委員長 伊藤茂明君 登壇〕



## ○議会運営委員会委員長（伊藤茂明君）

皆さん、おはようございます。

それでは、議長から報告の求めがありましたので、去る6月8日、午前10時から議会運営委員会を開き、平成24年第3回鋸南町議会定例会の会期及び日程等について協議いたしましたので、御報告いたします。

今定例会の会期は、本日1日とし、日程はお手元に配付されております議事日程により行います。

今定例会には、町長提出議案3件が提出されております。

本日はこの後、町長から今定例会に提出された議案に対する提案理由の説明及び諸般の報告を求めたのち、一般質問を行い、議案第1号から議案第3号まで、順次上程の上、質疑、討論の後、採決を願いたいと思います。

次に、一般質問であります。一般質問一覧表のとおり、今定例会には、三国幸次君、小藤田一幸君、緒方猛君、鈴木辰也君から通告がなされております。

一般質問の時間は、答弁を含め50分以内とし、その内、1回目の質問時間は15分以内といたし、再質問は一問一答方式で、回数は定めないことといたします。

なお、追加議案として、「国における平成25年度教育予算拡充に関する意見書（案）」及び「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書（案）」が提出される予定となっております。

以上、簡単ではありますが、議会運営委員会での審査の結果を御報告申し上げるとともに、議員各位の御賛同をお願いいたしまして、委員長としての報告を終わります。

## ○議長（中村豊）

ただいま、議会運営委員長から報告のありましたとおり、今定例会の会期は、本日1日といたします。

次に一般質問であります。今定例会には4名から通告がなされております。一般質問の時間は50分以内とし、1回目の質問時間は15分以内、再質問は一問一答方式で回数は定めないことにいたします。

お諮りいたします。

ただいま申し上げたとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

## ○議長（中村豊）

異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

## ◎諸般の報告

### ○議長（中村豊）

日程第3「諸般の報告」をいたします。

議長としての報告事項を申し上げます。

今定例会に説明要員として、出席通知のありました者の職・氏名は別紙報告書で報告したとおりです。

また、今定例会に提出された陳情書を参考までに配布いたしました。

今定例会に際し、町長から議案に対する提案理由の説明並びに諸般の報告について、発言を求められておりますので、これを許可いたします。

町長 白石治和君。

〔町長 白石治和君 登壇〕

## ◎提案理由の説明並びに諸般の報告

### ○町長（白石治和君）

皆さん、おはようございます。

本日ここに、平成24年第3回鋸南町議会定例会をお願いいたしましたところ、議員各位には、公私とも御多用のところ、御出席を賜り、厚く感謝を申し上げる次第でございます。

本定例会に、町長として、御提案申し上げます議案は、3件ありますが、それぞれ概略を申し上げます。

議案第1号は「鋸南町東日本大震災復興基金条例の制定について」であります。千葉県から交付される市町村復興基金交付金を原資に基金を設置しようとするものでございます。設置した基金は、東日本大震災からの復興に向けて新たに行うソフト事業の資金として活用するものでございます。

議案第2号「鋸南町印鑑条例及び鋸南町手数料条例の一部を改正する条例の制定について」であります。現行の外国人登録制度が廃止され、外国人住民の方を住民基本台帳法の適用対象に加える、住民基本台帳法の一部を改正する法律が平成24年7月9日から施行されることに伴い、条例の一部改正を行うものでございます。

議案第3号「平成24年度鋸南町一般会計補正予算・第1号について」でございますが、補正額は2,077万円で、補正後の総額を39億4,710万8,000円とするものでございます。

主な歳出を申し上げますと、3月議会定例会での条例改正による議会議員の皆さんの

報酬、10%削減による減額補正、老人福祉センターの温泉開発可能性調査委託費、保田漁港標識灯修繕費、防災行政無線改修工事費の増額、東日本大震災復興基金積立金、教育施設等整備基金積立金などを、お願いをいたしました。

次に、歳入であります。歳出に伴う特定財源を充当し、なお不足する一般財源は、財政調整基金繰入金 423 万円を計上いたしました。

この結果、補正後の財政調整基金残高は、5 億 1,969 万 3,000 円となるものでございます。

以上、提案理由の御説明を申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしく、御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

この際、諸般の報告を申し上げます。

初めに、役場の窓口でお納めいただいた県税の取扱状況について、御報告申し上げます。本年 5 月 31 日現在で、自動車税が 392 件 1,373 万 8,800 円、法人事業税が 3 件 9 万 100 円、法人県民税が 6 件 20 万 3,375 円など、合計で 1,405 万 7,675 円の取扱いとなりました。県税取扱手数料の 2%が町へ繰入されることから、28 万 1,153 円が繰入されることとなります。町民の皆様の御協力に感謝申し上げる次第でございます。

次に 530 運動について御報告申し上げます。

去る、5 月 26 日の土曜日に行われました 530 運動ですが、町民の方々の御協力をいただき、町内全域がきれいになりましたこと、この場をお借りして感謝申し上げます。この運動によりまして、可燃ゴミやビン・缶等を含め、7,530 キロのゴミが収集されました。今後も、町民協働による環境美化に努めてまいりたいと思っております。

次に第 31 回安房支部消防操法大会が、6 月 23 日土曜日、南房総市役所駐車場で開催されます。本年度は、第 3 分団が鋸南町消防団を代表して出場しますので、大勢の皆様方の応援をお願いいたします。

次に、夏の観光シーズンを迎えるにあたり、7 月 2 日の月曜日に夏期観光安全対策会議を開催し、会議終了後、勝山海岸にて観光協会主催による、海開き祈願祭が開催されます。

なお、今年度の海水浴場の開設期間は、鱈ヶ浦では 8 月 1 日から 8 月 19 日までの 19 日間、他の 4 つの海水浴場では、7 月 28 日から 8 月 19 日までの 23 日間を予定しておりますが、多くの観光客が訪れることを期待しております。

次に、学校給食用食材放射性物質検査について、御報告申し上げます。

昨年の東日本大震災による原子力災害により、農産物等への影響が生じておりますが、学校給食の、より一層の安全・安心を確保するため、6 月から県内 5 カ所の教育事務所に設置しております放射性物質の検査機器により、検査を行うこととなりました。この検査の結果につきましては、町のホームページや町報お知らせ版等で広報いたします。

なお、5月中に試行的に検査をいたしました。その結果、放射性物質は不検出でありましたので、御報告いたします。今後も、学校給食の、より一層の安全・安心を確保してまいります。

次に平成23年度医療法人財団鋸南きさらぎ会決算について、御報告申し上げます。

平成23年度の実績ですが、入院患者数については、前年度対比316人増の9,465人、3.5%増となりました。また、外来患者数については、前年度対比1,456人減少をし、2万3,944人、5.7%の減となりました。これらによりまして同法人の純利益は724万712円となりましたので、御報告いたします。

次に、鋸南町観光協会主催により、第26回鋸南町白キス沖釣り大会が、去る6月10日の日曜日に、中央公民館を大会本部として開催されました。244名もの方々の参加があり、賑わいを見せておりました。

次に、第3回きよなんヒルズマラソンについて、申し上げます。

去る6月3日、鋸南クロススポーツクラブ主催のきよなんヒルズマラソンが東京都勝山学園をメイン会場として開催されました。1,290名の参加申込みに対し、当日は1,081名のランナーが参加し、会場周辺で賑わいを見せていました。

御協力いただいた、ボランティアの皆さんには大変御苦労さまでございました。

次に、教育委員会関係について、申し上げます。

空手道勝山会の活躍についてであります。4月29日に千葉市の県総合運動場内武道館で、第40回千葉県選手権及び第17回千葉県中学選手権大会が開催されました。勝山会の選手は、中学生の部で全8種目中5種目を制すなど、一般・高校生を含めると金7個、銀3個、銅3個と圧倒的な強さを示しました。

最後に、菱川師宣記念館の展覧会についてであります。菱川師宣記念館では、7月3日から9月2日まで、企画展「戯画の世界」を開催いたします。

江戸時代には、現代の日本の漫画のルーツにあたるこっけいな絵、明治時代にはおもちゃ絵などが流行しました。江戸時代から明治時代のユーモアセンス抜群の浮世絵を紹介し、夏休み向けの楽しい展覧会とします。

続いて9月4日から11月4日まで「源氏対平氏 頼朝再起の道のり」を開催いたします。武家政権誕生のもととなった源氏と平氏の戦いの歴史を中心に、房総で再起を果たした頼朝の足跡を紹介いたします。

是非、御観覧いただきたく思います。

以上で、諸般の報告を終わります。

よろしく、お願いいたします。

#### ○議長（中村豊）

町長から、提案理由の説明、並びに諸般の報告がありました。

報告事項ではありますが、確認したい点はございますか。  
特にないようですので、以上で諸般の報告を終了いたします。

◎一般質問

◎12番 三国幸次 君

○議長（中村豊）

日程第4 一般質問を行います。

今定例会の一般質問は一般質問一覧表のとおり、4名の諸君から通告がなされておりますので、これより質問を許します。

初めに、12番三国幸次君の質問を許します。

質問席をお願いします。

〔12番 三国幸次君 質問席につく〕

〔ベルが鳴る〕

○12番（三国幸次君）

私は、子ども医療費助成についてと国民健康保険の広域化についての2件の質問をします。

1件目の子ども医療費助成についてです。

子どもの医療費助成制度は、自治体によって対象年齢に違いがあります。千葉県内で、入院の医療費助成を中学卒業まで行っている自治体が29あります。その内、通院についても助成している自治体が22あります。そして、高校2年生まで医療費助成を行っているのも1自治体あります。自己負担も自治体によってゼロ円・200円・300円と様々で、所得制限を設けている自治体もあります。

私はかねてから、子どもの医療費助成を拡大するよう求めてきましたが、千葉県が12月から子ども医療費助成制度の対象年齢を、入院について中学校3年生まで広げることになりました。これは、負担の大きな入院で中学校3年生まで引き上げは高く評価できるものです。

そこで3点質問します。

1点目、鋸南町での対応状況と問題点は。

2点目、通院についても中学校3年生まで広げられないか。

3点目、自己負担についても引き下げができないか。

次に2件目は、国民健康保険の広域化についてです。

民主党政権は後期高齢者医療制度を廃止して、国民健康保険に戻すという公約は棚上

げ、先延ばしにしていますが、国民健康保険法は一部を改正し、国民健康保険の財政運営を広域化することになっています。改正の趣旨は、国民健康保険の財政基盤強化策、財政運営の都道府県単位化の推進、そして都道府県調整交付金の割合の引き上げ等の措置を講ずるとしています。

去る、5月7日に千葉県で国民健康保険法改正関係市町村説明会が開かれました。

そこで3点質問します。

説明会の内容はどのようなものか。

2点目、鋸南町では何がどのように変わるのか。

3点目、被保険者にはどのような影響があるのか。

以上で一回目の質問を終わり、答弁を求めます。

### ○議長（中村豊）

三国幸次君の質問に対して、町長から答弁を願います。

町長 白石治和君。

〔町長 白石治和君 登壇〕

### ○町長（白石治和君）

三国幸次議員の一般質問に答弁をいたします。

1件目の「子ども医療費助成について」お答えをいたします。

議員御指摘のように、千葉県では本年12月1日から、子ども医療費助成制度を改正し、入院に係る対象年齢を中学校3年生まで拡大をすることといたしました。中学校3年生まで拡大をするということになりますと、現行の子ども医療費助成は、子どもの保健対策の充実、そしてまた保護者の経済的負担の軽減及び子育て支援等の観点から、子どもたちが病気やけがなどで受診した場合の医療費について公費助成するもので、市町村が助成を行う場合に県が補助する制度であります。

小学校就学前までの子どもを対象とした従来の乳幼児医療費助成制度を改め、平成22年12月からは、小学校3年生までを対象とした、子ども医療費助成制度として、医療サービスの拡大、充実を図っております。具体的に申し上げますと、助成の対象は、医療保険の対象となる入院・通院・調剤であります。入院・通院につきましては、保険負担分を除いた一部負担分、すなわち小学校就学前の場合は総医療費の2割負担、小学生以上の場合は3割負担の内、小学校就学前は200円、小学校3年生までは300円を自己負担していただいて、残りを県と町で2分の1ずつ負担をするというものでございます。

御質問の1点目の「鋸南町での対応状況と問題点は」及び2点目の「通院についても中学校3年生まで広げられないか」についてであります。関連した事項でありますので、一括してお答えいたします。

初めに、県の改正理由を申し上げますと、現行制度が病気にかかりやすく重症化しやすい小学校低学年までの子どもの入院と通院を補助対象としていたことに対し、入院に関しまして、小学校高学年から中学校3年生になっても重篤な病気による入院が減らず、保健対策上の必要性が依然として高いこと。また、入院は医療費が高額となるため、保護者の経済的負担軽減を図る必要性が高いことから、中学3年生までに助成を拡大するとの説明がありました。

鋸南町の対応であります。千葉県の方針、制度拡大に併せ、入院に係る医療費助成を、中学3年生まで拡大していく方向で検討を進めております。実施にあたっては、条例改正のほか、受給券、システム改修費用等、町負担が伴うこととなります。

一方、通院に対する県の考え方ではありますが、小学校高学年以上は、早期の受診により、疾病の重症化を防ぐ保健対策上の必要性が比較的大きくないこと。小児に係る人的医療資源を、まずは重症化しやすい疾病の予防や治療へ振り向ける必要があること等の理由から、現行を維持したとのことでもあります。したがって、通院については県に準じ、現行どおりとさせていただき考えでおります。

2点目の「自己負担についても引き下げできないか」についてであります。現行の自己負担額であります。従前の小学校就学前までの入院・通院200円に加え、平成22年12月、対象者を拡大し、病気にかかりやすく重症化しやすい小学1年生から小学3年生までの入院・通院につきましても、県の基準と同額の300円に条例を改正させていただいたところでございます。このような経過を踏まえ、子育て支援等の観点から全額公費で負担すべきとの御意見もあると思っておりますが、町民税非課税世帯等に対しては自己負担額を求めていることもあり、それらとの兼ね合いも考慮をし、現行を維持すべきとの考え方を持っております。

以上、現時点における基本的な考え方を申し上げます。

今後も、子育て支援対策上の優先順位や財政状況など十分考慮し、県の動向、更に近隣市等の動向も見極めながら、子どもたちの健康と福祉の増進・充実のため、総合的に判断をしてみたいと考えております。

2件目の「国民健康保険の広域化について」お答えいたします。

1点目の「5月7日に開催された国民健康保険法改正関係市町村説明会の内容はどのようなものか」についてであります。県が開催した説明会では、国民健康保険法の一部改正について、県調整交付金条例について及び保険財政共同安定化事業の拡大についての3点について説明がありました。

まず、「国民健康保険法の一部改正について」であります。平成24年4月6日に公布され、国民健康保険法の一部を改正する法律では、国民健康保険制度の安定的な運営を確保するため、国民健康保険の財政基盤強化策を恒久化するとともに、財政運営の都

道府県単位化の推進、都道府県調整交付金の割合の引上げ等の措置が講じられました。平成 22 年度から平成 25 年度までの暫定措置となっている市町村国保の財政基盤強化策である、低所得者に対する保険者支援制度及び都道府県単位の共同事業につきましては、1 件 80 万円を超える高額医療費共同事業及び 1 件 30 万円を超える医療費に対する保険財政共同安定化事業を平成 26 年度まで、1 年間延長した上で、平成 27 年度から恒久的な措置とするものでございます。

また、財政運営の都道府県単位化の推進としては、市町村国保の都道府県単位の共同事業である保険財政共同安定化事業につきまして、平成 27 年度からすべての医療費を対象を拡大するものでございます。

続いて都道府県調整交付金は、地域の実情に応じて、県内の市町村間の医療水準や所得水準の不均衡の調整や地域の特別事情への対応のために交付されていますが、給付費等を 7%から 9%に引き上げ、これに伴い、定率国庫負担を 34%から 32%に下げるものです。

次に、説明会での 2 項目「県調整交付金条例について」であります。国民健康保険法の一部改正に伴い、千葉県国民健康保険調整交付金条例の給付費等の 7%から 9%に引き上げる改正につきまして、9 月の県議会において、改正を予定するとの説明がありました。

続いて、説明会での 3 項目「保険財政共同安定化事業の拡大について」であります。国保財政の広域化、都道府県単位化での保険料平準化を図る観点から、医療に要する費用を市町村が共同で負担する保険財政共同安定化事業につきまして、県が市町村の意見を聞いて、広域化等支援方針に規定することにより、県の判断で拡大できることとし、対象医療費の額を、現行の 30 万円を超える額から 30 万円以下に引き下げることができるようになります。対象医療費を引き下げると、国保財政が広域化し、医療費の変動に対して安定的な運営が可能となりますが、現在でも抛出超過となっている市町村は、抛出超過の幅が拡大するため、一定の配慮が必要となります。

次に各市町村国保からの抛出方法については、現行の医療費実績割 50%、被保険者割 50%が基本となっていますが、抛出割合等については、県が市町村の意見を聞いて、広域化等支援方針に規定することとなっております。被保険者割の比率を引き上げると、県内の保険料が平準化し、公平性が高まる一方、市町村間の所得格差が大きい場合は、単純な被保険者割では、所得の低い市町村に重い負担となります。

また、被保険者割の全部又は一部を所得割とすることができることとなり、所得割を導入することで、負担感の格差を緩和できますが、実施にあたっては市町村の意見を聞いて検討することでした。

2 点目の「鋸南町では何がどう変わるのか」についてであります。1 つは、財政基



盤強化策の恒久化で、市町村の安定的な運営を確保するため、平成 22 年度から平成 25 年度までの暫定措置となっている市町村国保の財政基盤強化策で、保険者支援制度及び都道府県単位の共同事業として高額医療費共同事業及び保険財政共同安定化事業が平成 26 年度まで 1 年間延長され、平成 27 年度から恒久化されます。特に、低所得者数に応じて財政支援される保険者支援制度は、平成 23 年度において約 730 万円が交付されていますので、暫定措置から恒久化されることは、町の国保会計に良い影響を与えるものと思っております。

次に「財政調整機能の強化」であります。都道府県の財政調整機能の強化と、市町村国保財政の共同事業の拡大の円滑な推進等のため、都道府県調整交付金が給付費等の 7%から 9%に引上げ、一方、定率国庫負担が、給付費等の 34%から 32%へと引下げられます。現在、千葉県におきまして、事業の内容等を検討している段階であり、実施にあたっての具体的な変更内容が示されていないことから、鋸南町に対する影響は明確ではありません。しかしながら、国の定率負担が減少し、県の補助金に変更されるため、市町村国保にとっては不安定要因の一つになるのではないかとも言われております。

次に、都道府県単位の保険財政安定化事業につきまして、事業対象がすべての医療費に拡大され、拠出割合は、原則、医療費実績割 50%、被保険者割 50%とされ、県が市町村の意見を聞いて変更することができることになりました。具体的な拠出割合等につきましては、示されておりませんが、1 人当たりの医療費が高い鋸南町では、拠出超過となる要素があると思われまます。

3 点目の「被保険者にはどのような影響があるのか」についてであります。直接、被保険者に対する影響はないと思っておりますが、社会保障審議会医療保険部会が取りまとめた結果では、従前から、市町村国保は、被用者保険と比べて、年齢構成が高く、所得水準が低い傾向にある中で、医療費水準が高く、所得に占める保険料負担が重いなど、構造的な問題を抱えており、市町村が多額の一般会計繰入を行うなど、市町村財政にとっても大きな負担となっていることや、医療費や所得、保険料に市町村格差が大きく、所在する市町村によって保険料が異なることに対する不公平感もあるとしています。今回、財政基盤強化策等により低所得者保険料軽減や保険者支援等がなされ、併せて、都道府県単位の共同事業について、事業対象をすべての医療費に拡大する方向となっているため、都道府県の事業実施内容によっては、市町村の財政基盤強化がなされ、保険料の平準化に繋がるのではないかと考えられます。現在、千葉県におきましては、事業の内容を検討している段階であり、実施にあたっての具体的な変更内容は定まっておきませんので、県との連絡を密にして、今後も情報収集に努めてまいりたいと思っております。

以上で、三国幸次議員の一般質問に対する答弁といたします。

**○議長（中村豊）**

三国幸次君、再質問ありますか。

はい、三国君。

**○12番（三国幸次君）**

まず1点目の子ども医療費についてです。

答弁の中で、県が通院についての助成をしないっていうようなことなんだか、理由が述べられていたけれども、答弁を聞いただけで通院に対して助成を行うことの内容が理解できなかったのもう少し分かりやすくその辺をお答えいただくと。

**○議長（中村豊）**

はい、前田君。

**○保健福祉課長（前田義夫君）**

先程のですね、町長の答弁の中の通院に対する千葉県の考え方の部分、すなわち通院については、対象年齢の拡大は行わないとする理由、これが分かり辛いということで御指摘でございます。

先程の町長の答弁は県の説明がその通りになりましたので、その文言での答弁内容となってしまいました。確かに分かりにくい点があるかと思えます。その点をですね、簡単に要約と言いますか、説明を加えさせていただきたいと思えます。

この部分はですね、小学校高学年以上になりますと、既になんらかの診療を早期に受けているということがありますので、重症化しやすいと言われていた低学年よりも、多くなればなるほど、重症化する傾向が少なくなっていくということが1点。

また、小児、いわゆる一般的に言えば15歳以下の子どもたちのこととされている言葉のようでございますが、中学生を含む小児に係る医師とか看護師、いわゆる人的資源。これらはむしろ、重症化しやすい、病気の予防とか疾病の方に広く向けられていくべきであるというような意味合いのことだそうでございます。県におきましては、通院については、入院のような医療費助成の年齢拡大をする必要がないと、この理由をもって、考え方を示して、現行の体制でいきたいということでございました。

終わります。

**○議長（中村豊）**

はい、三国幸次君。

**○12番（三国幸次君）**

いま聞いてもやはり分かりにくいですね。

それではその、人的医療資源に振り向けるって言って、なんか別の事業計画を持っているのかどうか。その辺、県のことだから多分聞いてもそこまでは町の担当者では知らされていないと思えますけれども、やはり、通院の補助をしない理由が、やっぱり県の

言うことは分かりにくいなというふうに思います。それはそれとして、2点目の通院についての医療費を広げないかということに対して町長からは現行どおりでいきたいという答弁がありました。千葉県内の補助状況を見ますとね、県がやる前にかなり多くの、県内の半数近くの自治体が中学校までの補助をしていると、それから通院も含めて補助しているのが22もあると、こういう状況から、千葉県がやっぱり県全体にという流れになったと思うんですね。このように各自治体が独自に上乘せなりして、子ども支援のために、医療費助成を広げている状況から県も中学まで広げてきたということがありますのでね、つい先だつての館山で前倒しで実施するような報道もされました。そういう中で自治体によって、県が12月からやることに対応として、なにか新しい他の自治体の新しい動きとか、状況とか、分かっている範囲でお答え願えますか。

**○議長（中村豊）**

はい、保健福祉課長前田君。

**○保健福祉課長（前田義夫君）**

県内の周辺の状況はどうかということでございます。

県がですね、この方針を出した後、県内の市町村ではどのような考えでいくかということの意識調査をいたしました。これは5月中旬現在ですので、その後大きな変化があったかと思えます。いま検討中だと思いますが、その時点ではですね、入院・通院ともにですね、中学校3年生まで拡大していくよう、検討していこうというようなところが4割程度。54団体の内4割程度。県の改正内容と同じような、入院のみ中学3年生まで拡大をし、通院は従来どおりというようなところも4割程度。あと2割は検討中というような状況がありました。これはその時点でのことでございます。近隣ですね、館山市は議員さん、先程新聞でお話しされましたので、前倒しをして、県の動向に合わせて実施をしていくということ。南房総市さんの方はやはり、県の動向に合わせてですね、入院のみ拡大をしていくと、鴨川市さんも結論はまだ出ていないようですが、基本的にはそのような方向で検討していきたいというふうに情報は聞いております。

以上です。

**○議長（中村豊）**

はい、三国幸次君。

**○12番（三国幸次君）**

県が中学まで助成を広げるということからね、通院も含めてやろうということを行っている自治体が4割あると、こういう状況なんですからね。そういう意味でいけば、鋸南町も通院の補助って言っても、鋸南町の子どもの数、そんなに多くないですよ。補助したとしても、大きな金額にならないと、通院に対する補助をしたとしてもね、ないと思うんで、できれば、できればじゃなく是非とも、通院の助成をね、県の助成に上乘

せをして、実施する方向で検討してほしいんですが、町長いかがでしょうか。

**○議長（中村豊）**

はい、町長白石治和君。

**○町長（白石治和君）**

このことはですね、当然我々のところもですね、子どもの子育て支援をしていかなければいけないことでもありますから、今後ですね、周辺の自治体の動向を見ながら、検討をしていくということになると思います。

当然これは社会は変化していますんで、県の動向はどうなるかということも勘案しながら検討はしていかなければならない。そんなことを思っております。

**○議長（中村豊）**

はい、三国幸次君。

**○12番（三国幸次君）**

次に3点目の自己負担についてです。

鋸南町では、乳幼児の方は県よりも引き下げて200円の自己負担にしています。小学校3年生まで300円ということにしています。それで県内の状況を見るとね、小学校も含めて200円という自治体がかかなり多いんです。だから200円・300円って区別しないですね、少なくとも同じ200円ずつの負担にしたらどうかと思うんですが、その辺は。

ゼロにしている所もね、10自治体以上あるんですよ。自己負担を。そういう意味でいけばね、ゼロにしてほしいと言いたいところですけども、少しでも前向きにね、200円と300円になっているのを、すべて200円の自己負担とするぐらいの前向きな答弁が欲しいんですがどうでしょうか。

**○議長（中村豊）**

はい、白石町長。

**○町長（白石治和君）**

確かですね、この件はですね、県が300円に値上げをするということがあったわけでありまして、その中で我々の町としても十分検討をさせていただいて、近隣の自治体の動向を見ながらですね、300円に一律にしたところもあるわけではありますが、我々のところはですね、年齢の低いお子さんの方が病気になると言いますか、病院に行く回数もよけいでしょうから、低学年の子どもたちについてはですね、今までどおり200円で。そして300円の、県が値上げした分はですね、県に準じて300円でやらせていただくというようなことで判断をさせていただいておりますので、このことはですね、今までどおりやらせていただきたいと思います。

**○議長（中村豊）**

三国幸次君。

## ○12番（三国幸次君）

ちなみに自己負担がゼロのところは13自治体ありますね。近隣でいけば、鴨川市が自己負担ゼロです。そういうこともありますのでね、これやはり、各自治体が少しでも県よりも助成を増やすということをしていくことによって、県もまた更に助成を増やすという動きになると思うんです。そういう意味からも、是非ともこれ、前向きに通院医療費助成拡充するように求めまして、次の質問に移ります。

2点目の国民健康保険の広域化についてです。

これも答弁聞いていて、お役所用語というか、いろんな言葉が多くて中身がほとんど理解できなかったんじゃないかなというふうに思うんですけれども、とにかく言葉自体が難しい言葉ばかりでした。それで答弁の中であった高額医療費助成と、それから保険財政安定化支援共同事業とあって、共同事業が二つあるんですね。高額の80万円以上の共同事業と、それから今でいくと30万円を超えて80万円の間か、その間を保険財政安定支援共同事業とかという名前の共同事業があるんですね。要するに同じ共同事業でも2つに分かれていると。現在これが暫定措置になっているものを1年延長して、恒久化するというのが法改正されたんですけれども、千葉県では27年度から、保険財政安定化共同事業って言ったかな、名前は。ちょっと名前がちょっと正確じゃないかもしれないけれども、保険財政共同安定化事業ですね、これの方は27年度、今24年度ですから、あと3年後には全医療に広げられると。これは一般的に分かりやすく言えば、広域化だと思うんですね。だから答弁で保険財政共同安定化事業の医療をすべての医療に広げるという答えがあったけれど、それだけだとなんのことだか分からなかった。これは簡単に言えば、それが国保の広域化ですよということだと思うんですよ。ただそれが今と同じ形の共同事業のやり方でそのままやり続けるのか、というのもこれから決めることだと思うんですけれども、分からないし、それから鋸南町は県内でいけば、国民健康保険料は低い方ですよ。だから共同事業化されて平準化の方向にいけば、鋸南町では国保料の負担が多くなるんじゃないかなという懸念も考えられます。そういう意味で、まずは、同じ保険でも、国民健康保険は市町村が運営主体です。それで財政は共同化してもあくまでも市町村が保険者になっていますよね。これがすべての医療費を共同事業化したら、市町村は実質的には保険者としての中身はなくなっちゃいますよね。そういう意味でそれがどうなるのかなと、その辺の位置付けが、その辺について県からの説明とかなんかあったかどうか。後期高齢者医療は同じ保険でも、広域連合という形で運営していますよね。それで、国保も広域化されたらそういうような運営の方法、そのものを変更するような考えをもってのことなのか、その辺の情報がありましたらお答え願えますか。

**○議長（中村豊）**

はい、税務住民課長。

**○税務住民課長（渡邊昌廣君）**

まず、議員おっしゃるとおり、まず医療費の部分を広域化していこうというような説明はございました。保険料については、特に話は、その場では出ませんでした。ただ、議員おっしゃるとおり、県内ではかなり低い水準の鋸南町の保険料でございますので、それが広域化されれば、当然県内統一の保険料となっていくと思われまますので、ある程度引き上げられるのではないかという懸念はございます。

後期の方は、今朝のニュースでもやっていたけれども、なかなか先が見えない状況ですので、ここではちょっとお答えできません。

**○議長（中村豊）**

はい、三国幸次君。

**○12番（三国幸次君）**

その辺がやはり、自治体としても国の方針が定まらないというのが一番の問題だと思うんですね。それで広域化と言っても、依然として自治体が運営主体であるという、今の説明を聞くだけだと、あくまでも共同事業を広げるというだけにしか聞こえないんですね。実際に始まるようになったらどうなるのかなという心配があります。

要するに、医療費の方の関係はすべてなくなって、町はお金を集めるだけになっちゃったら、保険者としてのあれが、実質的な中身がなくなっちゃうんですね。それでも一応自治体が国民健康保険の実施主体、保険者になるっていうのも、ちょっと考えにくいことなんで、その辺なんか、これから中身がまだ固まってないという答弁だったので、できるだけ情報を得て、知らせてほしいということと、それから、対応の方、後手後手にならないようにしてほしいと要望して質問を終わります。

**○議長（中村豊）**

以上で三国幸次君の質問を終了します。

ここで暫時休憩をし、午前11時10分から会議を再開します。

…………… 休 憩 ・ 1 0 時 5 6 分 ……………

…………… 再 開 ・ 1 1 時 1 0 分 ……………

◎一般質問

◎2番 小藤田一幸君

○議長（中村豊）

休憩を解いて会議を再開します。

次に、小藤田一幸君の一般質問を許します。

2番小藤田一幸君。

[ベルが鳴る]

○2番（小藤田一幸君）

それでは、2点質問をさせていただきます。

まず1点は、佐久間ダムの桜をもっと観光資源として活用できないか。

それから2つ目は、佐久間川の堆積土砂撤去について、です。

それでは1番目の佐久間ダムについて、あるテレビでですね、こういうことをやっています。「ザ・フィッシュ」でお昼を食べて、その後佐久間ダムで桜を見て、そして、南房総市のイチゴ狩りに行くという。まあ、こういうケースも当然考えられると思うのですが。この旅行の日程の中で、私が引っかけたのは、佐久間ダムが単なる通過地点、あるいは時間調整の場所、あまり早すぎると、そこで桜を見ようとか、そういう設定になっているんですね。金谷にしても、南房総市にしても、観光客はそこでお金が下りる、落ちるんですけども、鋸南町だけがお金が落ちないんですね。

現在「ぼんや」みたいな大きな収入を得る施設が鋸南町にありますけれども、町として取り組んだ施設でもって、そういう観光客の収入を得る施設というのがあまりない。そこで、相当佐久間ダムにお金を使っている、つまり税金を使っていると思うんですけども、その何分の1かでもですね、税金を回収できないか。私がぱっと見たところによると、何百万の税金の内、回収できるのは大型バスの駐車代の1,000円だけですね。あと一般の乗用車がそのまま入ってきますんで。回収するあれがない。あまりにも営業不足というか。

そこで2点質問をしたいと思います。

一体現在、この3年間を区切ってですね、佐久間ダムの桜に対して、毎年どのくらいの予算を使っているか。イベントだとか土地改良、あるいは桜の植栽、あるいは今土地の造成を行っていますけれども、この3年ぐらいを、長いあれを言ったら切りがありませんので、土地改良なんかは11年やっていますので、3年、一つ回答をお願いします。

それから2つ目、佐久間ダムは別に佐久間地区だけのものではありません。町の全体のものですけれども、佐久間を区切って考えると、現在佐久間の地域は1,000人を切っているわけです。急速に過疎化あるいは高齢化が進んでいます。私は農業委員会でもね、

ちょっと質問したんですけれども、竜島がゴールデンウィークが終わって、しばらくしてから、佐久間の方へ行く用事があって、竜島はみんな田植えが終わっていますけれども、行ったらば、結構な部分がね、冬のままだんですね。田んぼに水が入っていないんです。なぜかって聞いたらば、農業委員会で質問したらば、ある2人の人が請負耕作をやっていて、名前は言いませんけどね、6月頃までにはきれいに田植えをやるんだよと、そういうことを言っていたんです。私もつい最近用事があって行って、確かに走ってみたら、まだ植えたばかりの苗のね、田んぼがいくつかありました。請負耕作っていうのはそれでいいんですけれどね。後継ぎがないとか、高齢化して。もし請負耕作をやっている人がやらなくなったら、後10年たってやらなくなったら、これは途端にもう、荒れ地になっちゃいますね。もう機械は使っていませんからね。やる機械がないですからね。トラクターをはじめ、田植え機から全部ないですから。それから技術が子どもに伝わりませんから、田植え、米づくりっていうのは私もやっていますけれども、簡単なもんじゃないんですね、思っているような。その後の反動、佐久間地区ね、猿やイノシシの被害で大変なんですけれども、電気柵やって。とにかくそういう状態なところですね、そういうところに桜があるんですから、それだけの見返りができるような、そういう方策はできないのか。そう思って今質問をさせていただきます。具体的に考えると、佐久間ダムを下りて行って橋があります。新長尾橋っていうんですか。白浜にありますけどね長尾って。あそこの無料休憩所の手前の駐車場辺りが、あそこに売店ができればね何件でも。結構売れるんじゃないか、そう思いまして。町としても、助成して、大した建物じゃなくていいんですけれども、テントだっていうと1日限り、農具市のテントと違うんで、多少雨風が防げるようなもうちょっとしたものが、果たしてできないのか町で。無料でやって、少し活性化できないのか。売れば皆来るし。またそういうものがあればそれを買いたいって言って皆集まるしね。ただ桜を見て、きれいだなって言って帰っていくよりも、やはり桜を見るという観点からいけば良いんじゃないかと、そう思いまして、その場所をですね、是非町の方で提供して少し簡単な建物でいいですので、そういう施設をできないのかということでもって、2点目は質問をさせていただきたいと思えます。

2番目の質問、佐久間川の堆積土砂撤去についてですが、皆さんあの前を通っていると思うので分かると思うんですが、もう下に積もった堆積土砂からね、柳の木が出てきて、あそこを通るよりもっと木が高いんですよ。御存知だと思うんですけれどね。それだけの期間、土砂を除去していないんですよ。今のこの世の中地震だとか津波だとか、そっちの方ばかりいっているんですけれどね、歴史を調べてみると、昭和の19年に川の堤防が決壊しているんですね、大水が出て。その後学校橋が建って、学校橋からJRの鉄橋を見た時にあそこは広くなっているんですよ。当時の人に聞くと、土木事務所



の人がね、あそこを広くしてくれと、そうすると流れがあそこで少し穏やかになる。そういうことでもって、竜島区でもって、両サイド無償で提供したんですね。そういう学校橋から向こうを見るなんていうことはないと思うんですけどね。機会があったら見ていただきたいと思います。提供したんですよ。その場所にですね、ああやって柳がね、子どもの通学路になっているにもかかわらず、ちょっとねこれはどうかなと、ちょっと我々もそうですけれども、行政の怠慢じゃないかなと。竜島というのは、川の土手よりも低いんですよ、田んぼや畑がね。低いんです。しょっちゅう、もう少しで土手を越えるような大水が出たことがかつてはあったんですけども、幸いね、その後はないんですけども、19年以降はね。だけど私も部落の総代やっていますね、年1回大溝はらいてって言って、結構深い所、中に入ってスコップでこれやるんですよ。土砂をね、たまった土砂を土手へと。大変な労働でもってね、70代80代の人もやっていますけれども、よくあの中で倒れないかと思うくらいね、重労働なんですけれども。排水路が佐久間川の下の方へと流れるんです。結構低い所へ、一番すれすれのちょっと上くらいのところへ流れているんです。川の水が逆流しないように、蓋が最後川の傍にやってあるんですけどね、よく見ると下が腐っているんですね。腐食しているんですよ。だから大水が出たらちょっとまずいんじゃないかなと思って、逆流してね、まずいんじゃないかと私は感じているんですけども。最近ね、台風による大水っていうのがないんですね。うまい具合に逸れて。でもいつ集中豪雨が起きるか、台風が上陸するか分かりませんので、そうなったらもう大変なことになりますので、是非取り組んでほしいなと思います。

昨年、渡邊議員もここにいらっしゃいますけれども、下佐久間と竜島一緒にですね、それから課長さんも一緒に土木事務所に陳情に行きました。早速やっていただきましたけれども、私の知り合いに聞いたならば、ああいうところはやっぱり陳情に行かないと駄目だよって言うていましたけれどね。今年もそういうふうに言われれば行くつもりですけども、とにかく河川が氾濫して被害を受けるってことは絶対にあってははいけませんので、しかも土砂だけではなくて、草が相当生えているんですね、高くね、そこに逆流した津波ももちろんですけども、こう、流れてきたら相当まずいんじゃないかと思ひまして、せめて草を刈るくらいは是非お願いできないかなと、そう思ってこの質問をさせていただきました。決して、町だけのあれではなくて、我々もやりますので、是非前向きな御答弁をお願いします。

それでは第1次の質問を終わります。

以上です。

### ○議長（中村豊）

小藤田一幸君の質問について、町長から答弁を願います。

町長 白石治和君。

〔町長 白石治和君 登壇〕

### ○町長（白石治和君）

小藤田一幸議員の一般質問に答弁をいたします。

1 件目の「佐久間ダムの桜をもっと観光資源として活用できないか」について、お答えをいたします。

議員御質問のとおり、佐久間ダム湖は花見の名所として多くの観光客や観光業者にも認知をされてきています。特に、水仙から始まる早春の花観光の拠点として、早咲きの頼朝桜、ソメイヨシノ・八重桜と、南房総一の桜の名所としても知られるようになってまいりました。毎年多くの来訪客で賑わっております。長年、地元の皆様をはじめ、多くの方々に景観づくりに関わっていただいた努力の結果と認識をしております。町といたしましても、年間を通して花に溢れた空間を整備するために、紫陽花や彼岸花などの各種の花木の植栽も進めているところでございます。

御質問の1 点目「佐久間ダムの桜に対して、毎年どのくらいの予算を使っているか」についてであります。観光協会を中心に組織をしていただいている、花まつり実行委員会に対して、町から196万円の補助を行っております。この花まつり実行委員会では、水仙から始まる早春の花観光の各種のPR、そしてイベント等を開催をして、毎年4月には、賑わいイベントと称した、花見イベントも開催していただいております。実行委員会からの報告によりますと、この賑わいイベントに係る経費はおおむね二十数万円と伺っております。また、ダム周辺の維持管理に関しましては、鋸南土地改良区に200万円で業務を委託しております。更に、新たな植栽スペースを確保するために、平成20年度から23年度にかけて、県有林の伐採整備を180万円の費用で委託をいたしました。各種花木の植栽につきましては、様々な助成事業を活用しており、平成23年度におきましては、高率の補助事業である緊急雇用創出事業や緑化推進・宝くじ助成事業の採択を受けて実施をしております。

2 点目の「人口1,000人を切って過疎化・高齢化が進む佐久間地区にあって、桜だけを植えても活性化にはならない。簡単な施設を町で新長尾橋手前、無料休憩所の駐車場辺りにはできないか」についてであります。御指摘のように、佐久間地区は過疎化・高齢化が進んでいることは承知をしております。町では、このような現状を踏まえまして、地域の活性化を図る方策として、かねてから提唱しております、交流人口の増加を目指して、地域の皆様と共に桜やその他の花木の植栽による景観づくりに努め、来訪客の誘致を進めているところでありますし、また町民自らが心地良い空間をつくり上げるということもやっているわけでもあります。「簡単な施設を町で」との御提案でございますが、町で施設を整備することにつきましては、管理コストなども発生することから慎重に対処しなければならないと考えております。佐久間ダム公園内での直売等につきま

しては、鋸南町立公園の設置及び管理に関する条例に基づきまして、占用許可申請を出していただければ、実施も可能でありますし、当面は、生産者自らが直売所を開設する中で、来訪者に対しておもてなしをしていただければと思っております。佐久間地区には、元気な高齢者の皆様方も多いわけでありますので、是非、農作物の自家製の味噌・漬物等の加工品など、おふくろの味、地域の味として、田舎の味として提供をしていただければと考えております。

2 件目の「佐久間川の堆積土砂撤去について」お答えをいたします。

河川の土砂撤去につきましては、これまでも何度か同様の御質問をいただき、重複した答弁になるかと思いますが、御承知のとおり佐久間川は、河口から佐久間ダム堰堤下までの 10.5 キロメートルの区間が、保田川、元名川ともに、千葉県が管理する 2 級河川でございます。河川の中上流域には、採石場や中山間地域の田畑、急斜面を抱える地すべり地域が多く、脆弱な地形のために、大雨などによりますと崩落した土砂が河川に流出し、下流域で土砂の堆積が起こるものと考えられます。これらの堆積した土砂は、河川の通水断面を小さくし、降雨時には河川災害の原因とも成り得ることから、町としてもことある度に、管轄する県に河床に堆積した土砂の撤去をお願いしているところでございます。

管理者である安房土木事務所では、管内 21 河川の管理を行っており、各自治体等からの土砂撤去の要望を数多く受けている現状がございます。限られた予算の範囲で、危険度、緊急性を考慮した上で、順次実施しているというのが実情でございます。このような状況において、佐久間川及び保田川につきましては、県により適宜、土砂の撤去を実施していただいた経緯がございます。特に昨年度につきましては、保田、佐久間の両河川を、同年度内で実施していただくことができました。佐久間川につきましては、地元区長さんとの協議、立会いの上、最も優先すべき個所として、和見住宅前の土砂撤去をお願いしたところでございますが、堆積量が多く、屈曲部分であり、危険度が高いことから、早急に実施いただいたものと理解をしております。

「県のやり方を待っているのではなく、町としても早急に対策を講じてもらいたい」との御指摘でございますが、先程御説明いたしましたとおり、県が管理する河川でございますので、町が直接、土砂撤去を行うわけにもまいりませんので、引き続き、県への早期実施を要望してまいりたいと考えております。また、県予算削減による事業費の縮小が挙げられているとのことですので、町といたしましては、県の町村会、県の議長会、民主党千葉県総支部、自民党千葉県支部に対しまして、県の事業予算の増額を働きかけていただきたい旨の要望書を毎回提出しております。また、知事と市町村長との意見交換会の際にも、県管理の佐久間川・保田川・元名川の堆積土砂の現状を説明し、早期改善をお願いしておるところでございます。

以上で、小藤田一幸議員の一般質問に対する答弁といたします。

**○議長（中村豊）**

小藤田一幸君、再質問はありますか。

はい、小藤田君。

**○2番（小藤田一幸君）**

それでは、2つずつ質問をさせていただきます。

では、最初に、現在正面から見た時に山を削ってある場所、60万かけて、去年も60万、去年、その前が60万その前が30万30万ということで、山を造成しているわけですが、1つ目の質問、今後もっと桜を植える場所を広げるつもりがあるのかという質問をしたいと思います。

2つ目は、佐久間ダムで、いままで占有許可申請を出して営業した例はあるのか。その場所だとか、なにをやったかということを知りたいと思います。

以上です。

分かりますか。

**○議長（中村豊）**

はい、いいです。いいけども、これは1問1答方式で。

今回はいいですけど、これからは1問ずつ。

はい、答弁。

**○2番（小藤田一幸君）**

今後ともずっと広げていく、桜の地域を、山をこうやっていますけれども、広げていくのかどうかということを知りたいと思います。

**○議長（中村豊）**

はい、地域振興課長福原君。

**○地域振興課長（福原傳夫君）**

いまのところ、その予定等ははっきりとはしていませんが、地元の方から、そういう話も伺っております。もう少し伐開をするところがあるから、その辺をですね、昨年と同様な形で伐開をしていただく補助をいただきたいというような委託ですか、委託を受けて、広げても良い所が今のところ少しあります。

**○議長（中村豊）**

はい、小藤田君、再質問。

**○2番（小藤田一幸君）**

そうすると、予算的には60万くらい使うんですか。

あるいは場所をちょっと教えてください。

今の場所の近くなのか。今の場所って正面にてっぺんまで木を伐採した場所がありま

すけれども、どの場所なのかちょっと教えてください。

**○議長（中村豊）**

はい、福原君。

**○地域振興課長（福原傳夫君）**

ダムの上側ですね。ちょっと展望台が高い所にありますけれども、それが上側という  
と、ちょっとやや北側の方にずれる、あそこら辺にある民有地がですね、協力して  
いただくことも、今のところちょっと可能だということで、お話しは聞いております。

**○議長（中村豊）**

はい、再質問小藤田君。

**○2番（小藤田一幸君）**

折角ですからもう少し、金額だとか、広さだとか、分かれば教えてもらいた  
いと思います。

**○議長（中村豊）**

町長。

**○町長（白石治和君）**

今後整備をする予定があるかということでもありますけれども、この佐久間ダム  
周辺の整備は地元の皆さんが、かかわってやっていただいておりますので、  
できることであれば地元の皆さんが今後も整備をしていきたいという  
意思があればですね、当然町として支援をしていければなど、そんな  
ことを実は思っております。いまの御質問の中で、先だって私の方に  
要望書って言いますかね、そういうものを頂いておまして、民有地  
がですね、大体3反以上あるというような話でですね、その地主さんが  
ですね、そこを折角佐久間ダムがきれいになってきたんだから、自分  
の所もですね、整備をしていただければというような要望書を  
ですね、地主さんから頂いておまして、その話は地元の佐久間  
ダム湖の観光組合の皆さんも承知しておまして、そこはできれば  
整備をしていただければなど、そんなことを実は思っております。

当然業者の方をお願いするわけじゃないものですから、費用的には  
ですね、地元の方々がやっていただければ、ある意味ではお  
金がかからずにですね、できるものですから、できれば  
そういう形で整備ができないかなということは思っております。

**○議長（中村豊）**

はい、小藤田君。

**○2番（小藤田一幸君）**

じゃあ費用の方は地元の方でということで、確認してよろしい  
ですね。

**○議長（中村豊）**

町長白石治和君。

**○町長（白石治和君）**

大体今まではですね1反整備をしていただくとですね30万円ということでやっていただいていますので、面積ははっきりしていませんけど、3反ちょっとあればですね、100万円くらいの予算があれば、整備が出来上がるのかなと、そう思っております。

**○議長（中村豊）**

はい、小藤田君再質問。

**○2番（小藤田一幸君）**

じゃあ、それはその辺にしておいて。

占有許可申請を出した場所だとか、どういうことをやったのかちょっと教えてもらいたいと思います。

**○議長（中村豊）**

はい、地域振興課長福原君。

**○地域振興課長（福原傳夫君）**

過去にお二方ほどですね、占有を出して、販売。海産物等をですね、売られた方がおります。ちょっと正確には何年だっというのは、はっきりと申し上げられないんですけども、18年から19年頃にですね、交流広場、橋を渡って、左側に広場があるんですけども、あそこら辺の緑地を借りてやったりとかしております。昨年度、23年にはですね、無料休憩所、案内所の所の前でですね、コーヒーを売られている方もおります。以上です。

**○議長（中村豊）**

再質問、小藤田君。

**○2番（小藤田一幸君）**

分かりました。

続いて先程私が提案した、案内所の手前の駐車場の所を使えないのかどうかということで質問をしたいと思います。これは町が管理しているものですから、あの場所が私は最高の場所だと思いますので、お願いします。

**○議長（中村豊）**

はい、福原課長。

**○地域振興課長（福原傳夫君）**

先程も町長の答弁にありましたけれども、その、鋸南町立公園の設置及び管理に関する条例に基づく占有を出していただければ可能かと思えます。売店形式っていうのはちょっと、基礎があったりそういうことではなければ、簡単なテントみたいな、よく縁日でありますけれども、ああいった感じのものであれば占有とか、条例に基づいて申請していただければと思います。

**○議長（中村豊）**

はい、小藤田君。

**○2番（小藤田一幸君）**

それでは、駐車場はそういう申請書を出せば使えるということですね。

**○議長（中村豊）**

はい、福原課長。

**○地域振興課長（福原傳夫君）**

駐車場そのものっていうのは、施設として、駐車スペースを確保する上では大切なものがございますので、空きスペース、緑地とかあるいは、なんて言うんですかね、平地でですね、可能な所にお願ひできればと思います。

駐車場は駐車場のスペースとして、確保すべきものだと思っておりますので、そこではなく影響しない部分に占有をお願ひしたいと思っております。

**○議長（中村豊）**

はい、小藤田君。

**○2番（小藤田一幸君）**

あそこに行けば分かるとおおり、平らな所はみんな駐車場になっています。あとは、先程何年か前、18年だかに出したその部分しかないんですね。果たしてあそこに店を出して人が入るかどうかといった場合には、まあ無理でしょうね、商売にならないでしょうね。私はですね、なにが言いたいかという、形だけはそうやって占有許可申請を出せばできますよと、そういうことでもって、なんかね、地域がなんか活性化するような事業が町なり、なんかでそれをできないのかと、それを言いたいんですよ。言えば、出せばいいですよ。じゃあ駐車場は駄目ですよ。だって駐車場の場所しか今良い場所はないですよ、あそこはね、あの手前しか。あとは車でもってずっと入って、5分10分もあればぐるっと回って帰っちゃいますよ。その辺の車の対応の仕方については、またいろいろあるでしょうけれども。したがってですね、あの駐車場を町の方からは許可してもらって、あそこにたった3台の部分じゃないですか。そこに、河津町行くと、300軒あるんですよ、店が。ちゃちなもんですよ皆。ああいう形式でいいんです。1カ月しかやらないんですから。だけど何百万っていう売り上げがあるんですよ。ある人いわく、300万っていう人がいますけれどね。300軒が300売ったら大変な額で何億っていう金。その3掛け、4掛け、5掛けだかは知らないけれども。相当な収入がある。折角これだけの観光客が来ながらね、ひとシーズンの中で観光バスの1,000円の収入しかないなんていうね、こんな馬鹿げたねことはないんでね、いくらなにしたらね、もうちょっとアイディアとかやる気とか、たった3台の所を、いいじゃないかそこへ売店つくったって。河津町の場合には、平成3年から、観光協会が主催してやっているんです

よね、最初のうちは地元が売店出したのは1軒か2軒なんですよ。ところが今はもう300軒、それだけの、桜だって、ただ桜見るだけじゃね、すぐ終わっちゃいますよ、そんなのは。なにか売店があつて、きょろきょろしながら良いものないかなって行って見てね、河津町だって車入れないじゃないですか、あそこ全部。それで1時間、1時間半ぐるっと回って売店で買う。なんかそういうね、新しい発想っていうのができないのか。こんなに何百万もお金をかけながらね、観光バスの1,000円しか収入がないっていうのは、ちょっとこれは、あまりにもアイデアが不足じゃないかなと思います。

そこで、インターネットを使えば、売店がみんな分かりますよ。ある人なんかこのあれがうまいですよ。こういうあれがありますよって、いっぱいそれが見られる。売店のあれがね。だからこんなもんかって、あるいは誰か1人職員をね、派遣して、全部写真撮らせればいいんですよ。そうすればいくらもね、何万円しかしない費用でできるんじゃないですか。1カ月の間ですから。それを突破口にしてね、どんどんどんどん売店を増やしていけばね、ただ車ですつと通つてすつと帰るようなね、そんな無策と言うか、もう少し考えた方が私はいいと思います。

それから管理コストの問題、それから駐車場の問題、河津町だって皆駐車代取ってますよね、あれね。ある1カ所に集めて、そこから皆歩いて1時間、1時間半とかいろいろ歩くんですけれどね。折角臨時駐車場が山の上のてっぺんにあるんですから、すぐにつつても無理でしょうけれどね、だんだんだんだんそういう形へと、私はやっていけばねえ、この270万ですか、単純に計算しても、その内の何分の1かは地元に戻るんじゃないかと、ねえ、実行委員会でいいと思うんですよ。実行委員会形式で、鋸南だよりに出して、こういうスペースでやりたい人いますか、退職した人いっぱいいますからね。こういう条件であれば貸しますから、貸しますから。そうしたらやりますよ。鋸南町なんていっぱい特産物があるんですからね。たった1カ月の間、それこそ無料でもいいんじゃないですか、最初の内は、イベントで二十何万使うんだったらね、よっぽど有効だと思いますよ私は。

あと15分ですか。

じゃあ、その辺でやめておきます。

では続きまして、佐久間ダムの方へいきます。

私もですね、安房郡中の川は見ています。私は公害に興味があつたんでね。鴨川からずっと、丸山も全部最初から終わりまで、子どもたちと歩きました。汐入川は2中でね、何年かいましたから、大体見ています。でもこんなにね、佐久間川は昔はこんな汚れて、堆積土があつてね、こんなに荒れていたのかと思うと、そんなことはないですね、釣りをしょっちゅうやっていたからね。最近ですね、こんなに荒れてきたのはね。とにかく酷いですよ。岩井と比べても、白浜と比べても、丸山と比べてもね、こんなに酷い



川はないですよ。だからもう少しね、やはり治水というのは大事ですからね、大災害が起きますから、何十年後どころの話じゃないですからね。大水が起きれば本当に大変なことになりますよ。だから是非ね、本気になって、私も本気になります。下佐久間と一緒にね。是非ね、草刈り、我々も一緒に 80 の人がこれやっているんですから、2 時間半くらいこうやってね、草を刈るくらいは是非やっていただきたいと思うし、我々もやりますのでね、その辺は了解していただいて、佐久間ダム、長い歴史がありますので、きれいな川に折角鯉が泳いでますのでね、一つよろしくお願ひしたいと思います。

それではこれで終わります。

以上です。

### ○議長（中村豊）

以上で、小藤田一幸君の質問を終了します。

ここで、暫時休憩をし、午後 1 時 30 分から会議を再開します。

…………… 休 憩 ・ 1 2 時 4 6 分 ……………

…………… 再 開 ・ 1 3 時 3 0 分 ……………

### ◎一般質問

#### ◎3 番 緒方 猛 君

### ○議長（中村豊）

休憩を解いて、会議を再開します。

次に、3 番緒方猛君の質問を許します。

3 番 緒方猛君。

[ベルが鳴る]

### ○3 番（緒方猛君）

私は今日通告している 4 つのですね、質問についてお尋ねをしたいと思います。

まず 1 点は、人口減の問題、昨年の 6 月から取り上げさせてもらっておりますけれども、簡単なやわな問題じゃないということは百も承知の上で、また今回も少し質問をさせてもらいたいと思っております。

それから 2 つ目は、行政業務遂行上の意識改革、これも過去に御質問させてもらいました。今日はちょっと具体的なですね、ことを事例に挙げながら、できたらそういうことが改善できたら町民のためにもですね、サービスの向上につながるんじゃないかと、

という観点から御質問をさせてもらいたいと思っております。

それから3つ目はですね、高齢化社会の交通弱者の問題、これも過去に質問をさせてもらいました。私以前にですね、確か2年前くらいに同様の質問があったやに聞いております。高齢者が増えると同時に交通弱者が増えていると、この問題についてどう福祉をですね、支えていくのかというような、大変大きなテーマになってきているんじゃないかなという具合に思っております。この辺を3つ目の質問として、させていただきたい。

それから4つ目は最近ちょっと話題になっております、石原東京都知事がですね、原発の問題で新聞に若干出たということについての町長さんのコメントをお尋ねしたいという4つについてですね、質問をさせていただく、という具合に思っております。

それでは初めですね、「我が町の人口減を少しでも緩やかにする政策を再度問う」ということについて、質問をさせていただきます。過去から言っていますように、私どもの町は、5年で8.5%の減少ということで、これはもう何回も言っていますが、県下の減少率になっております。私がネットでですね、1都3県の首都圏ですね、1都3県の中で、どういう状態になっているのかなということで、それぞれのですね、当市のですね、当県の実態を調べてみましたところ、そこに書いていますように、埼玉の東秩父村っていうのがありまして、ここは人口3,300です。ということですが、この5年間で11.8%減少しています。これが分かった範囲のですね、非常に大きな減少の実績と言いますかね、結果になっていると。とても私は人口減という観点から見たらこれは重症だという具合に思っております。こういうことについてですね、過去の私の質問に対して、町長さんは集落の維持すら、この減少問題が進んでいくと困難になるよと、憂慮すべき喫緊の課題だということで、この点については認識は同じだという具合に理解をしております。この任期中にですね、まあもろもろあるわけですが、この任期中に過疎を食い止める筋道を立てたいという御発言をされております。是非そうあってほしいという具合に思っております。人口減はですね、私の思う人口減は、なかなかできないわけですが、企業の誘致等ですね、直接雇用を生む以外はですね、即効性のある人口減を食い止めるということについてはそう簡単な話ではないだろうという具合に思っております。これはいろんな町をですね、実績を調べてみても、事実そうっております。したがって、簡単なことではできない半面ですね、長い歴史といいますかね、現状の延長線上で今日の結果が生まれていると、これが実態だろうと思えます。

そこで質問なんですが、スピード感と切迫感がですね、執行部に本当にあるんだろとかと、言葉だけで実態がよく分からないと、ちょっときつい言葉で大変恐縮ですが、そういう言い方をさせていただきたい。目指した政策のですね、実行こそ大切だ。これももちろん、気が付いて、これやろうあれやろうということは、やっているということは私

は理解をしております。ただそれが果たして人口減に繋がる政策であるのかどうかという観点から見たら、もろもろ問題があるのではないかなという具合に感じております。これもですね、長い間ボディーブローを撃たれた、撃たれ続けた結果じゃないかと、ちょっと過激な言葉を使っておりますけれども、こういう具合に理解してもらいたいと思うんですね。ボクシングでアッパーカットをくらうとですね、1発で倒れてしまうかも分からない。ところがボディーブローをくらっている間は、何度も何度もくらってもですね、そうは簡単に倒れない。だけど3年・5年・10年たっていくうちにですね、気が付いてみると、足腰が立たなくなってしまうと。そういう実態がないのかどうかということ、質問の1点です。

それから2つ目は、この実態をですね、首都圏でこれほど人口減が大きいっていうところはないわけですが、首都圏内で執行部ですね、そのことについて、どのような要因分析等がされているのか、ということが1つ目の質問です。

それから次のなんて言いますかね、人口増の対策のために予算化等がされているわけですが、コンサルタント中心の検討となるとですね、絵に書いた餅にならないかと。これはならないように絶対にしてもらいたいわけですが、そういうことを危惧するから、あえてこの質問をさせていただきました。で、そういうもろもろのことをやってですね、この任期中に過疎を食い止めるという、先が見えたですね、筋道を立てるということが本当にできるのかと。この10余年・5年を考えると減少率はむしろ大きくなっていきますよと、ということが言いたいわけですが。本当に大丈夫でしょうかと。そのグラフを見てもらいたいんですが、昭和55年からですね、平成32年は向こう10年先なんですが、ここまでを見通したですね、これはこのままにしていたらこうなるよと。これについては手を打つんだということにはなっていますけれども、この10年・20年・30年・40年の間にですね、1万3,000人の町が7,400人になるという、町は、推計をしております。こんなことになったら、大変やばいことになるなということから、以上の質問をさせてもらいたい、という具合に思っております。

それから次の質問にいきます。

2つ目の質問は、行政改革、行政業務遂行上ですね、意識改革を望むということです。これについては、以前私もですね民間企業は、代替え商品がないと、それだけに行政はですね、行政は代替え商品がない。それだけに、良質な業務を遂行していただきたいというようなことだとか、報告・連絡・相談、風土の意識改革を私どもの眼から見たらですね、もっともっと改善してもらいたいというところがありますよということだとか、プロジェクトだとか、QCサークル、それから提案制度、こういったものをですね、そういうことにつなげるために生かせるんじゃないかという提案もさせていただきました。これらの答えとしてはですね、指摘の点はですね、重要なことだという認識は持つ

ているものですね、従来から改善を職員に指導してきましたということだとか、まあこれは地方自治ですね、特徴的なことでしょうか、各職場が連携して職場を遂行するという、職員の、要するに相互の連携を取りながら遂行するというようなことについて極端に欠けるということだとか、QCサークルだとか、提案はですね、有意義なことだとは思いますが、我々みたいな小さなですね、この町の組織の中で新たなそういう取り組みをすることが果たしてどうなのかというようなことへの回答があったと思っております。

そこでお尋ねをします。

町長はもう13年の在職になるわけですが、職員意識ですね、改革の指導をしてきたというお話がされております。すべてとは言いませんけれども、町民のサービスに私は幾ばくかの疑問を持っております。現状をどのように感じていますかということと、そういう仕事のやり方をしてくれよということをお願いしているという、この間の回答がありました。私が町長さんの立場でですね、切望しているのではないのではないかと。具体的にどういう指示をしているのかと、いうことをお尋ねしたいという具合に思います。

それから次のですね、交通弱者の関係の3つ目の質問に、簡単に入らせてもらいます。

高齢化過疎化社会における交通弱者対策、これはですね、これも以前去年の6月にこれは質問させてもらった内容なんですけど、2005年にですね、月に30件の病院等の送迎ボランティアをやっておりました。2010年には、191回、更に去年はですね、2021年は210回という具合に利用回数、利用者数は多くなっています。私は利用者数が多くなることが本当に幸せなのか、あるいは少なくなるの方が幸せなのかよく分かりません。本当は少なくなって、利用しなくていい、元気な人が増えることが良いことだと思っております。ただし、現在こういうボランティアのですね、送迎ボランティアを利用しなければ、生活ができないという人がいる以上、その人たちを救ってあげることが大変大切なことだという具合に思っております。これは2005年でですね、当初のですね、そこに書いてある数字からいくと7倍になりますけれども、2004年のですね、数字からいくと、去年は実に14倍の件数をですね、回数を送迎したということになっております。尚且つ、それを支えている人は、2004年は17名でした。去年は10名になっております。だから大勢の方が利用できるようになった半面、支える人は少なくなった。だからこれは社協の協議会、評議委員会でも私は同じことを言っているんですが、是非支える人をもっと増やす努力をしてくださいと。それから利用するのですね、この間3回という制約があるんだというお話がありましたけれども、ネットでですね、佐倉を調べてみましたら、月に8回やっています。ここで、この町で3回・4回という具合に決めているだけのことなんです。もっと自由に使って、活用させてあげることができる。

そのためにはやっばし人数を増やしてあげなきゃならんという点で質問にありますが、鋸南町のこの現状とですね、社協とどのような対応になっているのと。もう2年間同じことを言っていますから、社協は社協の仕事だという具合におっしゃらないでいただきたい。誰のためにやっているかと言ったら、町民の福祉のためにやっているわけです。社協のためにやっているわけではありません。その点をよく考えて回答していただきたいという具合に思います。

それから最後ですが、石原さんの記事が新聞に何回か出ました。これは千葉日報です。1回は9都市の会議ですか、この席で、千葉には悪いけど鋸山辺りにつくったらどうかと、一つの極端な例だけと言いながらもそういう話がありました。同時に3月の議会です、東京の都議会で原発を鋸山にということ、公式の場で、立て続けに2回言っております。町長さんが活断層的なことがあるんで、そんなことはそんなできないんじゃないのということが新聞に載ったということも間接的に私は聞いております。だけど、石原さんの政治力というものは、御案内のとおり尖閣諸島まで買ってしまおうという発想の方ですので、簡単に消えないかも分からない、ということを考えて、改めてですね、石原さんの発言をどうお考えでしょうかということでお尋ねしたいと思います。

以上です。

#### ○議長（中村豊）

はい、緒方猛君の質問について、町長から答弁願います。

町長 白石治和君。

〔町長 白石治和君 登壇〕

#### ○町長（白石治和君）

緒方猛議員の一般質問に答弁をいたします。

1件目の「我が町の人口減を少しでも緩やかにする政策を再度問う」ことについてお答えいたします。

1点目の「長い間、ボディーブローを撃たれ続けた結果ではないか」についてであります。人口減少の推移は、行政を担う者として真摯に受け止めなければならないと思っております。

緒方議員は、「目指した政策の実行こそ大切だがそれすら未だ定まらない」との御指摘ですが、定住化に向けた政策は、雇用等の創出が望めない状況において、交流人口の増加を図ることで、定住化への転換を図るべく、花木等を活用した景観整備など、新たな観光資源の発掘、醸成を推進しており、目指す政策、その実行に努めているところであり、手をこまねいているわけではございません。参考ではありますが、平成13年3月に策定した町総合計画における人口の推計では、平成22年の推計値を9,027人と示している中、推計値の基準日が異なり、正確な比較とは言えませんが、実際の平成22

年3月31日の住民基本台帳人口は9,264人であり、推計値を237人上回る状況となっています。この結果を踏まえますと、人口減少に拍車がかかっているわけではなく、むしろ若干ではありますが、減少を抑制したとも解釈ができるわけであります。

次に2点目の「執行部内でどのような要因分析等検討がされているのか」についてですが、過去10年間の人口の推移を見ますと、転入・転出に係る社会的な要因、出生・死亡に係る自然的要因ともに減少傾向にございます。転入、転出の状況では、ともに減少傾向にあります。特に、転出者数の減少は顕著で、若年層の減少、いわゆる少子化によりまして、高等学校卒業生数が減少していることに起因しているものと思われまします。また、出生・死亡の状況では、少子化が加速をし、10年前の出生数50人に対し、昨年、平成23年度は32人と、約6割に落ち込んでおります。このような現状を踏まえますと、当然、子どもを育てる世代の転入を増やすこと、更には町在住の方の結婚を推進することが必要と考えております。本年度から導入をいたしました住宅取得奨励金事業につきましても、子どもを持つ家庭や転入者に助成を手厚くするなど、その対策を講じているところであり、併せて、義務教育施設や保育所の整備、延長保育、更には学童保育の公設公営、予防接種等の負担軽減など、子育て環境の整備に努めております。また、結婚相談員の皆様にも、今までの相談業務に加えて、新たな取り組みを模索していただいております。結婚相談は、町業務の一環ではありますが、結婚の相談や仲介、イベントの開催など、幅広い活動が求められておりますので、町民の皆様の御協力を呼びかけていきたいと考えております。

次に3点目の「コンサルタント中心の検討とすると、絵に書いた餅にならないか」についてですが、業務の成果は、コンサルタントの資質に左右されると思ひますが、絵に書いた餅にならないようにするには、発注者側、いわゆる町の姿勢が問われると思ひます。事前の条件整理や、また、求める成果、コンサルタント業者との綿密な協議など、委託業者にすべてを任せることなく、業者を主導するような姿勢が必要ではないかと考えております。町が業者に発注するのは、当然、その業務に対する技術的な支援をお願いするものでありますが、一切を任せることなく、町や町民の立場に立った業務遂行があれば、実現可能な計画、あるいは成果が得られるものと思ひております。

次に4点目の「この任期中に過疎を食い止めると言うが、先が見える状態の道筋が立つのか」についてですが、先程述べましたとおり、定住化への転換を目的とした交流人口の増加策は、観光資源の醸成など着々と進んでいるものと思ひております。加えて、その拠点として期待される交流施設の整備につきましても、可能性を調査するなど着手しているところであります。近年、自然志向が高まり、花木などによる優れた景観を有する地域が、多くの観光客で賑わっております。本町が観光政策の柱として進めてきた桜の植栽や、花木によるまちぐるみ公園化構想につきましても、昨今の観光需要

に合致したもので、将来に向けた交流人口の増加に結び付くものと確信しており、来訪される方の増加に伴いまして、定住化への転換が期待をされると思っております。併せて、子育て環境につきましても、公設の幼稚園や保育所、学童保育、小児科医や公設病院の存在など、周辺自治体より優れている環境にあると思っております。町に来訪される方が増えるにつれ、このような環境が情報として発信され、定住化促進につながっていくものと確信しております。

2件目の「行政業務遂行上の意識改革を望む」についてお答えいたします。

「町長在職 13 年、職員の意識改革の指導をしてきた、というがすべてとは言わないが町民サービスに疑問も、現状をどのように感じているのか。切望しているのではなく、具体的「指導方針」を出しているのか」についてであります。平成 17 年 3 月、この町に住んでいて本当に良かったと実感できるまちづくりを進めるため、従来の町民と行政の関係を根本から見直し、協働の理念のもと、地方分権時代にふさわしい自治体を構築するため、鋸南町自律ビジョンを策定をいたしました。このビジョンの中で、実現すべき目的に応じ、職員の意識改革に関する方針を示しております。

1つは、役場組織の機構改革を行うにあたりまして、示した方針であります。この中では柔軟な対応や、政策の形成能力の向上、新たな発想の促進や横の連携により、担当不在により対応ができないという意識をなくすことを示しております。また、事務処理・意思決定の迅速化と組織の簡素化、合理化に努め、効率的な事務処理や意思決定の迅速化、組織の簡素化合理化により、無駄を省き、住民サービスの向上を目指します。

2つ目は、自立に向けた事務事業の見直しと効果のある施策の検討の中で、町民との協働体制を確立する上で、コスト意識や町民の目線での検討などの意識改革を示しております。

3つ目は、行政評価システムの検討の中で、行政評価と、職員の接遇態度の向上や、ガラス張り町政に向けた対応を示しております。

議員が事例として取り上げる民間企業は、その商品を望む特定の消費者等に対し、良質な商品を販売するため、研究費など多額の投資を行い、商品等の代金に転化できます。また、業務に必要ながあれば、専門職等の採用を行い、効率や採算性を高めることができます。一方、自治体では千差万別の行政需要が存在し、行政サービスの提供に対し、多額の住民負担を強いることはできません。また、県内でも最も厳しい財政状況となっている本町では、人件費の削減を目的に、職員の削減にも努めております。全国の類似団体の中でも、住民 1 人当たりの職員数は、少ない方から 6 番目に位置し、限られた職員により住民サービスが低下しないよう、行政運営に努めているところであります。職員の中には、町民の目線に立ち、地域の皆様と町が連携を図りながら、地域の活性化に努め、評価をいただいている者もいるわけでありまして、職員に対しては様々な評価があ

と思いますが、地域に根差した業務の遂行につきましては、他の自治体には引けを取らないと自負をしております。無論、職員全般におきまして、良質な業務遂行を目指さないわけではありませんが、様々な住民の皆様のニーズに対し、投資を費やせば、たちまち町財政の破綻を招きます。東京都が行うサービスと、自己財源に乏しい過疎化の町におけるサービスでは、その質や量など格差が生じているのが現状であります。行政の業務を補完する民間事業者の数や質にも大きな違いがあります。このような状況におきまして、町民と行政が良きパートナーとして、対等な立場で連携し、それぞれの責任において行政運営に取り組んでいく、住民協働のまちづくりを目指してまいります。公に頼らず地域住民の皆様に自律をしていただくことも必要で、公助・共助・自助をよく見極め、対応してまいりたいと考えております。

3件目の「高齢化過疎化社会における交通弱者対策」についてお答えいたします。

昨年6月議会定例会の折、鋸南町社会福祉協議会が行っている福祉有償運送事業に関して一般質問があったわけでありまして。今回、それを継続した内容の御質問と認識をしております。

御質問の趣旨は、「福祉有償運送の利用者が年々増加傾向にある一方、逆に担い手である送迎ボランティアの数が減少し、担い手に負担がかかっている。利用回数は1人当たり月4回に限定され、利用の間口が狭いものとなっている。担い手を確保し、回数が増やせるよう改善できないのか」と、理解をしております。

1点目の「鋸南のこの現実をどのように感じているのか」についてであります。平成23年度の福祉有償運送に係る社会福祉協議会からの事業報告によりますと、本年3月末現在、会員登録数は181名、内訳は要介護・要支援認定を受けられている方99名、その他障害者手帳をお持ちの方など82名となっております。有償運送のためのボランティア用車両は7台で、送迎ボランティアの方々が対応した運送実績は、利用者数で延べ738人、月平均62人でございます。また、運送回数は延べ2,517回で月平均210回となっております。その内訳は、町内での運行は約3割、町外への運行は約7割となっております。現在、送迎ボランティアの皆さんの実動数は10人とのことで、1人当たりの出動回数は月平均21回にのぼっております。行先が町内の場合には1日に数回対応できますが、町外への場合、例えば鴨川や館山の病院への対応の場合には、移動時間、待ち時間を含めると、1日1回程度になると聞いております。さて、利用の間口の件、すなわち「利用者1人当たり月4回をもっと増やせないのか」についてであります。社会福祉協議会からお聞きするところでは、「月4回とは、あくまで一応の目安であって、更に希望される方には可能な限り対応しています」とのことです。また、「担い手の減少に伴い苦労は並大抵ではない」との御指摘に対しても、送迎ボランティアの方々のお気持ちは、「あくまで自らの意思で行っているので大変とは思っていません



ん。多くの人に携われることはボランティアの励みであり、むしろ誇りに思っています」と伺っております。社会福祉協議会としても、「そうはいつでも日々の活動は大変なので、負担軽減を図るため送迎ボランティアの確保に努めています」とのことです。しかしながら、以上伺った内容は、社会福祉協議会の内部の事情であり、町としてのコメントは控えさせていただきますが、福祉有償運送は、強いボランティア精神によって支えられている、素晴らしい事業であると思っております。

2点目の「社協とどのような検討をしたのか、現状では変わっていないと思う」についてであります。担い手の皆さんの確保の問題につきまして、昨年議員の御指摘を受け、社会福祉協議会の機関誌を中心に、送迎ボランティアの募集を呼びかけていただいております。議員も目にされていると思っておりますが、定期的に発行される広報誌の「ふくし」や「ボランティアだより」等に掲載しながら、継続して募集に努めていただいております。ただ、送迎ボランティアの場合、講習を受け、時間的拘束を伴い、人を輸送するという業務に従事する活動となりますので、御協力いただける方も限定的にならざるを得ないのでと考えております。したがって、利用者の増加傾向に合わせた送迎ボランティアの確保は、簡単な問題ではないと思っております。現在、社会福祉協議会では、送迎に係る配車計画を調整することで、利用される方々の希望に何とか対応されていると伺っております。いずれにしましても、送迎ボランティアの担い手の問題は、福祉有償運送事業の運営の基本をなす問題であります。町としても、実施主体の社会福祉協議会に引き続き御尽力いただくとともに、緊密な連携を図りながら取り組んでまいりたいと考えております。

また、4件目の「石原東京都知事から「鋸山に原発を」、と名指しされた当該地区町長として、コメントはありますか」についてお答えいたします。

この件につきましては、都議会での発言の直後、新聞社の電話取材を受けました。「もともと地殻変動でできた山で、原発などは造れるはずもない。それより都知事が鋸山を知ってくれてくれるだけでもありがたい」と申し上げました。

石原都知事は、その後の記者会見等でも、同様の発言をされているようでございますが、地元町長としてのコメントは、新聞社の取材に応じたとおりであります。

以上で、緒方猛議員の一般質問に対する答弁といたします。

#### ○議長（中村豊）

緒方猛君、再質問ありますか。

はい、緒方君。

#### ○3番（緒方猛君）

ありがとうございました。

ちょっと時間があまりなくなってきましたので、私欲張って4つもテーマを出しまし

たから、4つ目の石原さんの件については、以上で分かりましたから再質問はいたしません。

交通弱者の点ですね、私と感覚的にちょっと違いがあると、いう具合に僕は認識しておりますので、この点をちょっと申し上げて、一層改善に努めていただきたいと思います。社協の仕事で有償運送ボランティアができたのは、国交省で8年前です。それは私もよく知っております。その前は1年、月にですね、10件くらいのボランティアしかできていなかった。来て、この町に来て、なにが大変なのかなと、僕もそこそこ動けると。考えた時にやっぱり病院に行くのがね、とても大変なんじゃないかなと、金銭的にもですね、というようなことを考えて、社協に行って、送迎ボランティアっていうのはどうなっているのという話をしました。ところがその時はですね、まだ法律化されていなくて、タクシー業界との関係もあるんで、あまりできないというようなこと、等々があって、月に10件くらいやっているというのが8年前の実態でした。その翌年に都合よくですね、国交省で福祉有償ボランティアというのが法律化されました。いち早くのったのが、佐倉市です。我々はそれを知りませんでした。なんとかうまくやっているところないのと、どこか探してちょうだいよと言って探してもらったのが佐倉市でした。そこに私を含め5人くらいですね、どんなやり方でやっているのということで交流に行きました。話を聞いた内容はですね、私どもから言わせると、まさに目から鱗の活動ができていました。それをやり始めたのが先程の2005年なんですね。30件くらいできるようになった。今は210件です。回答の中ではですね、担い手の声は大変とってないんだ、誇りに思っているというお話がありました。この感覚がなければ正直言ってこのボランティアはできません。行った先で3時間・4時間待つ、あるいは2回も3回もやらなければならぬ。僕は最高6時間半待ったことがあります。しかし、こういうことをするというにはですね、僕は本当なのかなという具合に思います。私もこういう質問をするからにはですね、このリーダーだとか、何人かやっている人にちゃんと聞いています。こういう気持ちがあればできない人たちがやってくれているんですけども、私はこれは、これがすべてだという具合には思えないんです。2004年からですね、月にたった10回しかやっていなかったことが、その時は17名でやっていた。今は210回をですね、10人足らずでやっています。10人の内には正社員がいて、昼間いない人もいます。そういう実態を考えたらですね、新しい人が出てこなかったらこれは絶対先、続きません。せっかくここまで持ち上げて、努力をしながらきた福祉の活動ですから、途絶えないように、先程の話はそれで結構ですから、本当にそういう人たちが次々に出てきてこの活動がますますですね、活発に行えるように社協のことだという具合に言わなくて、いずれにしたって町民のための福祉のためだということでやっているわけですから、親身になって支援をしていただきたいと思いますという具合に思います。それから4回につ

いてもですね、佐倉は8回やっているということをちゃんと課長に伝えてあります。だから制度だって言ったって、ここの町の制度だけなんです。だから本当にもっとやってあげようという気があったら、この間口は広げられるんだということをお伝えしておきます。

どう思いますか今の点。

それとですね、今このボランティアで、月にですね、210回やっているんですが、利用者の経済的な負担の効果というのがどれほどあるという具合に踏んでいますか。

#### ○議長（中村豊）

はい、保健福祉課長前田君。

#### ○保健福祉課長（前田義夫君）

いま緒方議員さんのお話の中でお聞きしてどう思うかということでございます。

私担当課長として、この有償ボランティアの件は、まったくそのとおりだと思っております。ただ限られた方々に厳しい条件と言いますか、ボランティアを行っていただくにあたっては、非常に行政が支援するにあたっての限定的な対応しかできないのかなということ、ジレンマに陥っているところでございます。

前回、いろんな制度の観点で、行政がどこまでできるのかなというふうな考え方をしてしまいましたが、議員さんの方からは、利用される方の利便性をもっと考え、小まめにやれるよう、配慮せよというようなことでありましたので、いろいろ社協さんとも事務的にですね、調整してきました。まだまだ課題は沢山ありますけれども、社協さんのボランティアのこの活動に対する熱意というものは、相当なものがあるというふうに感じております。できるだけその意をですね、行政としてもくんで、きちっとした支援を日々考えていきたいと思っております。

あとどのくらいの効果云々があるかということでもありますけれども、数字で持っておりませんので、お答えはちょっとできません。

そのように考えております。

#### ○議長（中村豊）

はい、緒方猛君再質問。

#### ○3番（緒方猛君）

この質問でですね、ひと月の210件やっている方のね、利用者の経済的な、なんて言いますかね、経済的に助かるわけですけどね、多分タクシーの1割5分とか、そんな値段で行けている筈なんです。その金額すらね、十分に掌握していなくて、僕はこの回答がよくできたものだと思いますよ。それは根本じゃないんでしょうかね、福祉の。経済的にも弱いんですよ。今日も僕はある人の所に行ってきました。4回目まではいいようだけど、5回目を頼んだことがありますか。頼めませんって言うんですよ。これを利

用している人たちはね、標準が4回だって言われたらね、私5回都合があるから、6回都合があるからやってくれて言ったってね、そんなことを言える立場の人じゃないんですよね。だから、標準が佐倉みたいにね、6回・8回にしておいてあげて、それが4回・3回で終わるのならいいじゃないですか。初めからタガをはめておいてね、言ってくればなんとかやってあげるよと。それは私も社協に話を聞いています。だけどそれは福祉の考え方じゃないんじゃないかと思う。弱者っていうのはそういうところがなかなか言えないのが弱者なんです。その立場に立つてことが大切なんじゃないかなと思います。

もうそれ以上は言いません。

それから、意識改革の点で、1つ2つ、もう時間がないようですから。本当のところはもっとやりたいんですけど。

僕は10年前にこの町に来ました。丁度、合併協議会がですね、始まるか、始まる前かという時期でした。コミセン単位で僕の記憶としては町長さんと、ある課長さんが来てですね、この町は財政的にとても厳しいと、もう合併しかないんだという話を町長さんはされました。そこにいた課長さんが、それに比べると私どもの職場はね、リストラもなければ競争もない。ボーナスも退職金も共済から貰えると、楽な良い職場ですよと、こういうことを町民の前で言いました。この認識をどう思いますか。

この意識をどう思いますか。

**○議長（中村豊）**

はい、副町長川名君。

**○副町長（川名吾一君）**

10年前っていうお話ですので、私としてもですね、当時一緒にその中にいた記憶がございません。また、どのような形で、どういう背景があつてそのような、職員が、課長がですね、発言したかも今の段階では調べられる状況ではないわけですが、いずれにいたしましても、この常識ある職員としまして、こういう発言につきましては、そのストレートな意味でこういう表現をしたのではないと思います。別の背景等。ということですので、そういう職員がそのような発言をしたということに対しましては、それぞれその背景の中でそのような言葉が例え、あつたとすれば、そういう中での発言ではなかったかと、このように考えております。

**○議長（中村豊）**

緒方君。

**○3番（緒方猛君）**

よく分からない方が答弁しないでください。

ちゃんとその場にいた方がいるわけですから、町長さんどう思いますか。

**○議長（中村豊）**

白石町長。

**○町長（白石治和君）**

いまの職員の、ある職員の発言と言う話でありますけれども、私が確かにその場にいたというようなことでもありますけれども、私の記憶の中にはですね、そういう発言は残っておりません。自分が財政的に云々の話をした事実はそれは自分では意識は残っております。しかし、このことはですね、この当時の社会状況等を勘案しながらですね、発言をしておりますので、その中にはその違う形の含みも当然ある中での発言であります。そのことをよく御理解をいただきたいとそう思います。現在が鋸南町はあるわけでありますから、その発言以外に、選択肢があつての現在でありますから、そのことは十分理解をしていただきたいと、そう思います。

**○議長（中村豊）**

はい緒方君。

**○3番（緒方猛君）**

私がなぜこれを取り上げているかという、いっぱい取り上げたいことはあるんです。けどこれは象徴的なんですね。そういう感覚っていうのは、この役場でもですね、相当の立場にある人なんです。その人が町民を前にして、一方では財政的にとても厳しくて合併しかないんだという、その場でね、私どもは楽な良いところにいますよと、競争もなければストラもない。こういう意識で仕事をしていること自体がね、私は来た時に本当になんて言うか信じられなかった、という思いが10年間消えないんです。

もう1つ言います。

私今年の2月、3月に、議会に出るためにある資料を配布させてもらおうと、前回ちょっと配ったんですけれどね。ということで、選管にこの内容は問題ないなということでお持ちしました。そしたら選管の担当者、局長さん、局長さんじゃなかったな、次長さんですかね、自分たちでは判断できないと、自分で館山警察に行つて判断してもらえと。私はこの内容を判断するのはですね、選管の役員の仕事じゃないんですかという具合に言いましたけれども、お前が行けっていうことなんですね。館山警察に。それで判断してもらえということなんです。それで私は警察に行きました。ところが警察の担当課長曰くね、なんでこの書類が鋸南の町の選管でオーケーすぐしてもらえないんですかという返事なんです。こういうことが、町民サービスですね、一部として非常に残念だなという具合に思っていますが、どうお考えでしょうか。

**○議長（中村豊）**

はい、総務企画課長内田君。

**○総務企画課長（内田正司君）**

ただいまの緒方議員の御質問ですけれども、ちょっと私もその場にいましたわけではないので、その経過、状況等は分かりませんが、一般論で言いますと、その政治活動につきましても、選挙運動にかかわる行為を除いた一切の行為についてはできるという規定になっております。その中で例えばその出すものについてですね、個人の政治活動用の、ビラと言いますか、そういうものについて、例えば一言一句についてですね、指導については、いたしかねるというような判断ではなかったのかと思っております。警察云々の話しについては申し訳ありません、ちょっと承知しておりませんのでちょっとお答えはできません。

[ベルが鳴る]

**○議長（中村豊）**

緒方君、時間ですのでこれで終了します。

以上で緒方猛君の質問を終了します。

ここで暫時休憩をし、2時半から再開します。

…………… 休 憩 ・ 1 4 時 2 0 分 ……………

…………… 再 開 ・ 1 4 時 3 0 分 ……………

**◎一般質問**

**◎4番 鈴木辰也君**

**○議長（中村豊）**

休憩を解いて会議を再開します。

次に、鈴木辰也君の一般質問を許します。

4番 鈴木辰也君。

[ベルが鳴る]

**○4番（鈴木辰也君）**

それでは、一般質問をさせていただきます。

私は、子どもたちの安全対策についてと防災対策についての2点質問いたします。

初めに子どもたちの安全対策について質問をいたします。

本年4月23日に京都府亀岡市の府道で、4月27日には館山市大賀のバス停で登校中の小学生が死傷する事故がありました。事故は今の今まで幸せに暮らしていた人たちが

ら一瞬のうちにその幸せを奪い取ってしまいます。自分たちがどんなに注意をしても事故が起こってしまうことがあります。町として子どもたちに対してできる限りの安全対策をとらなければなりません。町と学校と保護者間のみならず地域の人を巻き込んだ安全対策を講じることが必要と考えます。もちろん今までに対策を取ってきているとは思いますが、今後の子どもたちの交通安全対策をどのように行っていくのかお伺いします。

続いて防災対策について、質問いたします。

昨年の9月議会で町防災について一般質問をしました。防災力は、防災教育、避難訓練等を繰り返し行うことで高めることができると言われています。避難訓練は、中学校では年3回、勝山小学校・保田小学校では年5回、幼稚園では年10回保育所では年11回実施しているとの答弁がありました。9カ月が過ぎ防災教育、避難訓練等を含み、防災教育の現状と今後の取り組みについてお伺いします。

また今後学校と地域との防災対策の連携についてお伺いします。以上です。

#### ○議長（中村豊）

鈴木辰也君の質問について、町長から答弁を願います。

町長 白石治和君。

〔町長 白石治和君 登壇〕

#### ○町長（白石治和君）

鈴木辰也議員の一般質問に答弁をいたします。

1件目の「子供たちの安全対策について」お答えいたします。通学路の安全を含めた学校全体の安全対策は、安心して児童生徒が学習する上で最も基本的なことであり、今回のような事故はあってはならないものと思っております。相次ぐ事故の発生を機に、政府は、学校保健安全法に基づく「学校安全の推進に関する計画」を閣議決定をし、さらに文部科学大臣からは、各地域の学校や警察、道路管理者等の一層の連携及び協働をもって、通学路の安全点検や安全確保に努めるよう、緊急メッセージが出されたわけがあります。

御質問の「今後の子どもたちの交通安全対策をどのように行っていくか」ですが、文部科学大臣の緊急メッセージにもありますとおり、通学路の安全点検また、安全確保対策をより一層図るため、各小中学校では通学路を含めた学校安全計画の見直しを行っているところであります。

通学路の安全対策ですが、学校における定期的な点検や集団下校時の指導の際、各地区担当の教員による点検、更に児童や保護者と連絡を取り合うなど、通学路の環境整備に取り組んでまいりました。交通安全の指導につきましても、小学校では、毎月、教員による歩行指導や集団下校時に地区担当教員が引率をして、踏切や道路の横断の仕方な

ど、歩き方の指導を行いました。中学校では、登校時に自転車通学のマナー指導を行うとともに、下校時における巡回指導を行うなど、安全確保に努めてきたところでございます。また、教育委員会におきましては、通学路の環境整備やスクールバス停の見直しをはじめ、スクールガードリーダーを委嘱し、通学路の点検や子どもたちの見守りなど安全確保に努めているところであります。今後は、更に通学路の安全点検により、危険箇所を洗い出し、交通安全マップを作成していくとともに、歩行の仕方や自転車の乗り方についても指導を積み重ね、交通安全の徹底をより一層図ってまいります。また、スクールバス停の安全確保につきましても、児童生徒、保護者、地域の方々、スクールバス運転手からの意見聴取や現地視察により、再度安全点検を行ってまいります。なお、点検等により把握をした危険箇所等につきましても、速やかに改善に取り組んでいく方針でありますので、関係者及び地域の方々の御協力をお願いをいたします。

次に2件目の「防災対策」についてお答えいたします。

昨年の3月11日に発生いたしました東日本大震災により、地震発生時や津波からの避難行動、児童生徒の保護者への引き渡し、通信手段の遮断による保護者との連絡方法、帰宅困難児童生徒への対応等、課題が明らかとなりました。

文部科学省では、これらの課題に対処する、学校防災マニュアル作成手引きを示しました。加えて、千葉県教育委員会から、学校における地震防災マニュアルが示されたので、これらのマニュアルに基づき、各小中学校で作成してあります防災計画の見直しを行っております。

御質問の1点目「9カ月が過ぎ、防災教育の現状と今後の取り組みについて」ですが、まず、各小中学校における避難訓練の現状から御説明いたします。

昨年度に実施をいたしました小学校の避難訓練であります。火災や地震、津波などを想定した訓練を5回行いました。その中で、勝山小学校では、津波を想定をし、高台にあります城西国際大学のセミナーハウスへ避難訓練や保護者への直接引き渡しなどの訓練も行いました。保田小学校では、教職員及び幼稚園教諭を対象に、現在、教育委員会の臨時職員であります半谷前福島県浪江小学校長から災害時の対応「子どもたちの命を最優先に」と題して研修を受けました。また、被災地で復興支援にあたった安房消防署員による講話と津波に対する避難訓練を幼稚園と合同で実施をいたしました。中学校でも、津波を想定した避難訓練や教職員・生徒を対象とした、震災の体験談講話を行っております。幼稚園や保育所におきましても、火災や地震等状況に応じた避難訓練を実施しました。幼稚園では10回、保育所では13回行い、防災教育に努めました。今後の取り組みであります。小学校では、地震時の対応として、授業中や校外活動時、休憩時、登下校時といった4つの場合を想定したマニュアルを作成し、高台への避難訓練や、津波訓練や引き渡し訓練などを計画しております。また、緊急時の連絡につきまし



て、従来の電話連絡網から、携帯メールによる緊急連絡配信システムに本年度から移行をいたします。このメール連絡網の活用により、学年の連絡、不審者対応、風水害時の急な下校、安全対策など、緊急を要する保護者の皆さんへの連絡につきまして、迅速に対応をしたいと考えております。中学校では、緊急時の連絡は、引き続き電話連絡網を中心といたしますが、本年度から携帯メールによる緊急連絡も並行実施をいたします。また、地震発生対応マニュアルなどの見直しを行い、地震や津波に対する避難訓練を中心に取り組んでまいる予定でございます。

2点目の「今後、学校と地域との防災対策の連携について」であります。先程も申し上げましたとおり、今回の大震災で課題が明らかとなり「1秒でも早く、1メートルでも高く」を合い言葉に、学校では、高台への避難訓練・幼小連携や保護者を交えた避難訓練を実施いたしました。

町では、町民の皆様全体による防災訓練を行い、第2次避難場所への避難訓練を実施しました。今後は、子どもたちも参加した防災訓練の実施も必要なことと思っております。また、災害が学校時以外の登下校時や休日、夏休みなど自宅待機時に起きた場合には、地域の皆さんの御指導や御協力がどうしても必要となります。

これらのことを踏まえまして、学校と地域と連携を図りながら防災対策に努めてまいりますので、御協力をお願いいたします。

以上で、鈴木辰也議員の一般質問に対する答弁といたします。

**○議長（中村豊）**

鈴木辰也君、再質問はありますか。

はい、鈴木君。

**○4番（鈴木辰也君）**

まず、通学路の安全対策は、学校・教育委員会それぞれ通学路の環境整備やスクールバス停の見直し、また、登下校時の指導等、自転車通学のマナー指導や踏切や道路の横断の仕方など歩行指導を行っているということでもありますけども、まずはスクールバス停の見直しを行ったということですけどもその結果はいかがだったのでしょうか。

**○議長（中村豊）**

はい、教育課長。

**○教育課長（菊間幸一君）**

館山市の事故を教訓にいたしまして、危険個所について協議をさせていただきました。その中で、保護者の方から出たのは市井原の八幡神社前がちょっとカーブになっているということで、危ないということの中で、そこを直線の位置にあるところにバス停を変更させていただいたところでございます。

また6月12日には幼稚園の保護者の役員会を開催させていただきました。その中で

もこのスクールバス停の位置について協議をしていただき、その中で出た一つの心配点といたしましてはやはり勝山病院前について、どうしてもその所がですね、交通が煩雑になる等があり、できればガードレール等を付けるような工夫もしていただけないかというような意見が出たと伺っています。またスクールバスの運転手にもですね、実際にやはりスクールバスを運転している方に聞くのが正しいのではないかというようなことで、意見を出していただきました。検討した結果といたしましては、保田神社の前ですね、やはりあそこが道幅も狭いというなかでそこに横づけしているわけですが、そこについても、やはり反対側の広い観音寺さん前、あるいは船渡さん前の方が少しバスが寄せられるというような意見も出ました。しかしながら、幼稚園児をですね、反対側に渡るという行為、及び船渡さんまで行くということは、やっぱり踏切を渡るという行為を考えた時には、やはり今のところの現状とさせていただくのがいいのではないかということで、今いろいろ検討をしていますが、主だった点につきまして説明をさせていただきました。以上です。

**○議長（中村豊）**

はい、鈴木辰也君。

**○4番（鈴木辰也君）**

あと通学路の点検等によってですね、把握した危険箇所というのはありますでしょうか。

**○議長（中村豊）**

はい、菊間教育課長。

**○教育課長（菊間幸一君）**

通学路につきまして、お答えさせていただきます。

まず保田小学校につきましては、今年の6月から7月にかけてPTAの方で通学の点検を行っております。通学路の点検につきましては、まず登校班の集合場所や通学路に危険はないか、暗くなった時の下校時と登校時が同じでいいか、あるいは不審者を見かけないか、遊び場等危険な場所はないか等でございます。その中で大帷子下・江月地区におきましては国道127号線沿いのカーブの所では、特に危険があると、そして中道台におきましては、旧保田総合センターの部分について暗くなった時にはやはり人通りが少ないと、あるいは保田踏切の県道につきましては、やはり歩道が狭いので大型なトラックが来た時にはやはり危ないと。あるいは保田川の権現橋付近につきましても、川沿いですが、ちょっとカーブがあって見通しが悪いというような意見、そしてこの4月の10日にですね、学校の先生が通学路の点検を子どもたちと行ったとのことでございますが、その時につきましては、通学路の確認、点検、歩き方を指導しました。そして、踏切や道路の横断の仕方を指導しました。更に危ない点につきましては、学校

周辺や保田漁港の周りにつきましては、歩道があって安全ではございますが、一部ですね国道沿いでやはり大型トラックが通ると子どもたちが狭いため、子どもたちの体に当たりそうになるというようなことで、危険を感じると、その場合についてはトラックが通り過ぎるまで子どもの方に待つような指導をしているというようなことでございます。勝山小学校におきましては、まあ危ない点としてはですね、これは住民からの、町民の皆さんからの指摘でございました。通学路になっております役場付近の鉄橋の下をくぐって今 61 名の子どもたちが通学しておりますが、その部分が上がった所がですね、やはりカーブになっているということで、何度か子どもたちと車が接触するような危ない面も見られたということでございますので、その点につきましては今現在ガードレールあるいは飛び出し注意の看板等を建てるような形で調整できないかということで図っているところでございます。

以上です。

**○議長（中村豊）**

はい、鈴木辰也君。再質問。

**○4番（鈴木辰也君）**

いま、バス停の見直しとか危険個所の把握等、町の方で学校等含めてやっていただいたということでもありますけども、町の方で対応できる所と、まあ町としてやれる、できない所があると思いますけども町としてですね、やれる所、今最後に勝山小学校の通学路である役場の裏の鉄橋から下を上ってきた所とかは町で対応、ガードレール等の対応ができるんじゃないかなと。あとはまあ、県道の歩道のない所については、なかなかそこに歩道をつけろとか、そういったことは現実的に難しいところがあると思いますんで、そういう所に関してはやはり安全指導を徹底的に行っていただくということが大切かなと思います。それでそういうガードレールとかですね、スクールバス停を動かすことについてはですね、早急にですね対応をやっぱりしていただきたいと思っておりますけどもいかがでしょうか。

**○議長（中村豊）**

はい、菊間教育課長。

**○教育課長（菊間幸一君）**

これにつきましてはですね、やはりどこの場所へ動かした方がいいのかというようなこともありますので、この辺は保護者あるいは先程申しましたとおり、実際にバスを運転している方々等をですね、再度ですね、話し合いをもたせていただいてですね、一番良い方法を、子どもにとって安全を図れる方法を検討させていただいて、できるものはすぐにやるという方針でいきたいと思っております。

**○議長（中村豊）**

はい、鈴木辰也君。

**○4番（鈴木辰也君）**

できるものに関しては、すぐやっていただきたいと思います。

交通安全対策というのはですね、やはり地域を巻き込んでやっていかなければいけないと思っております。まあ放課後の自転車の乗り方などはですね、学校でどのように指導をしているのか、例えば小学生に関してはヘルメットをかぶって自転車に乗るとか国道を走っていいのかどうかとか、学校で子どもたちに指導していることを地域の人たちにも知らせていただきたい。そうすることによってですね、私の子どもが小学校にいた時ですから、10年くらい前になると思うんですけども、小学校の低学年は、1・2年生は家の周りだけ、3・4年生になると町道くらいまでだったと思いますけども、高学年になって初めて気をつけながら国道を乗っていいというような指導であったんではないかなと思います。ただ、今ヘルメットをかぶって自転車を乗りなさいというような指導がされているのかどうか分かりませんが、かぶっている子とかぶっていない子がいらっしやる。そういった学校で行われている指導をですね、やはり地域の人たちにも知らせていただいてそして、その指導方法が分かればヘルメットをかぶんなきゃいけないのかぶっていなければ、かぶって乗りなさいよ、というような地域の人たちが子どもたちに対して注意することができると思うんですね。それでそういうことが私はその地域住民の人たちと連携をして子どもたちの安全対策とか子どもたちの指導をしていく基になると思うんですけども、その点については、いかがでしょうか。

**○議長（中村豊）**

はい、菊間教育課長。

**○教育課長（菊間幸一君）**

交通安全の指導につきましては、4月にすぐに入りまして、小学校、中学とも行っているところでございます。そして、保護者にはですね、4月の段階におきまして、交通安全自動車教室、あるいは交通安全についての通知をですね、すぐに出しております。そして、乗り方につきましてはですね、これは一つの基準が定めてありまして、低学年につきましては、庭あるいは広場、そして中学年につきましては、地区内、例えば勝山、佐久間とか、そして高学年、小学校の高学年につきましてはですね、学区内に限ると、ただし、国道はなるべく乗らないようにと、というような形で保護者に対して通知を出しております。そして、地域の皆さんへの通知でございますが、これにつきましては、勝山小学校の「田子の台」という学校だよりも、昨年の9月8日に出ておりまして、回覧で防災を行ったところの一番下にですね、少し載っております、今私が申し上げたことがですね、学校として取り組んでおりますので、皆さんにお知らせしますという形と

なっております。それからその中にはヘルメットの着用を、2列で走らないように、左右確認、飛び出さない、反射材を付けるというような形も併せて学校だよりに載せてありますので、今度は皆さんの目に届く、もう少し大きく載せるように学校の方にも伝えたいと思っております。併せて、保田小、鋸南中にもですね、学校だよりの方で通知するよう定めていきたいと思っております。

**○議長（中村豊）**

はい、鈴木辰也君再質問。

**○4番（鈴木辰也君）**

そういう学校だよりで載せていただくのも大事なんですが、どうしても回覧ですと家族の誰か一人が見ると回ってしまうと、そうすると家にいる人が見れば常に地元にいると理解すればいいんでしょうけども、ツールはですね、あらゆるツールを使って、周知していただきたいと思います。

それでは次にですね、防災対策について質問させていただきますけども、6月の11日に勝山小学校、鋸南保育所の避難訓練を見学してきました。まあ子どもたちは先生の指示に従って行動して、しっかりと行動していました。指示を出すですね、先生方の防災研修というのは子どもたちの防災教育と同じくらい重要であると思います。答弁の中にですね、半谷前福島県浪江小学校校長先生から研修を受けたというふうな答弁がありましたけども、その他にですね、先生方に対しての研修というのは行っていますでしょうか。

**○議長（中村豊）**

はい、菊間教育課長。

**○教育課長（菊間幸一君）**

学校の方ですね、常日頃先生方の集まり等を放課後ですねやっているとと思いますが、消防署を呼んでですね、子どもたちと一緒にですね、先生も研修を受けるというようなことはですね、やっていくというふうに思っております。

**○議長（中村豊）**

はい、鈴木辰也君。

**○4番（鈴木辰也君）**

この先生ですね、責任というのは子どもたちの命を預かる上で非常に重いものがあると思いますので、その先生方の防災教育、訓練とかもしっかりとですね、指導していただきたいと思います。

私は昨年の9月の議会で一般質問でですね、東京都板橋区立高島第一小学校の緊急時地震速報を活用した避難訓練について述べさせていただきましたけども、この訓練についてですね、その後調べるなり検討とかされましたでしょうか。

**○議長（中村豊）**

はい、菊間教育課長。

**○教育課長（菊間幸一君）**

この訓練につきましてはですね、申し訳ございません、学校における地震防災マニュアル、先程言いましたが、その中で今、議員さんが御指摘されましたことを活用して、行うようにというマニュアルが出ております。これらにつきましては学校の方にもですね、渡してやって、今防災計画等を見直すように指示を出しておりますので、併せて私共々ですね、勉強し、今後の対応をさせていただきたいと思っております。早急に行ってまいります。

**○議長（中村豊）**

はい、鈴木君。

**○4番（鈴木辰也君）**

訓練というのはですね、その当時、高島第一小学校の校長先生、矢崎校長先生はですね、全国高校安全教育研究会会長、日本安全教育学会理事とかそういった学校の防災教育に関してですね、非常に見識のある方でいろいろな場所で講演も行っているということでございます。それでその先生によりますと、今学校で行われている避難訓練というのがですね、担任の先生から朝今日は地震の避難訓練があります。何々の避難訓練がありますと放送の指示に従って避難しましょうとい支持が出されて、訓練の時刻になったら、地震です、机の下に隠れましょうと、まあそういう放送が流れると、それで揺れが収まったら、校庭に避難しましょうというような一般的な避難訓練が行われているのではないかと、この訓練にですね、非常に矛盾を感じているそうです。そして通常の訓練では放送が流れた時点ですでに地震が起きて放送ができる状況とも限らないと。そもそもそういった形骸化した訓練ではなくてより現実に近い実効性のある内容で実施する必要があるのではないかと。現在は板橋区立の志村第一小学校の方に転勤になられて、その学校でもですね、その訓練を行っているそうですけども、落ちてこない、倒れてこない、という鋸南町は答弁の中で「1秒でも早く、1メートルでも高く」を合言葉でやっていくということですけども、こちらの方の学校では、落ちてこない、倒れてこない、という合言葉で行っているそうです。どこにいてもですね、地震の揺れを感じたら上から物が落ちてこない場所、横から物が倒れない、倒れてこない場所に身を寄せるとい事だそうです。このことからですね、自ら危険を予測し、自ら回避できる子どもを育てる安全教育の狙いにあるものだとこの校長先生からいただいた資料に書かれておりました。そしてその避難訓練はですね、緊急地震速報のサインを、よく携帯に入りますけどもその音を使って訓練を行うそうです。不意にですね、その音を校内に流して、その音を聞いたら子どもたちは「どこの場所にいても、落ちてこない、倒れてこない」の合

言葉のように自分の身を安全な場所に寄せる、そういった訓練がなされているということでもあります。私はですね、子どもたちの安全というのをやはり考えるのであれば、良いと思われる事例というのはですね、検討して良いと思えばですね、積極的に取り入れて町の実情に合わせた訓練に替えながらでもやっていくべきだと思っております。

いま、いろいろとですね、インターネットでも検索できますし、もっとですね、私が言った訓練だけではなくてもっといい訓練の方法があるかも知れませんが、そういった訓練の方法をですね、積極的にですねやはり調べていただいて町としては、各学校にですね、こういった訓練もあるという指導をしていっていただきたい、そう思いますけれどもいかがでしょうか。

**○議長（中村豊）**

はい、菊間教育課長。

**○教育課長（菊間幸一君）**

いま鈴木議員から御指摘いただきましたけども、私どもも釜石市防災教育のための手引というのがそれぞれの学年ごとに応じたですね、防災教育ができるような手引もあります。それらも併せた中でですね、今後良いところはですね、取り入れて子どもの安全を守るためにですね、努力していきたいと考えております。

**○議長（中村豊）**

はい、鈴木辰也君。

**○4番（鈴木辰也君）**

それではですね、次に避難所の件についてちょっとお伺いしますが、避難所は地域防災計画に基づいて市町村が開設し、運営主体となるものであります。学校が避難所に指定されておりますけども、大規模災害時に一定期間職員がその業務を支援する状況が予測されます。その時に学校が避難所の運営にどのような役割をどの程度協力できるのか町として確認をしておく必要があると私は思っております。まあこの、先程課長がおっしゃった学校における地震防災マニュアルにも記されておりますけども、町とその学校との連携というものはどのようになっていますでしょうか。

**○議長（中村豊）**

はい、菊間教育課長。

**○教育課長（菊間幸一君）**

避難所として学校は重要だという事は認識しております。そして鋸南町地域防災計画の中におきましてもですね、校長は避難所の開設等災害対策に協力するため学校の管理業務の一環として職員の配備、役割分担計画を策定するなど避難所運営等に必要な職員を確保して万全の態勢を確立するということが計画の中でうたわれております。これを受けまして、収容避難場所の開設支援あるいは主要避難場所の開設直後の対応これらを

行うという形となっております。なかなかこういうものはめったにありませんので、訓練といってもなかなか難しいところがございますが、在校時の場合にはですね、避難所を開設することを職員に周知して児童生徒等の安全確保、避難受入れ体制の準備を行うと、もしも在校外時、要するに学校がお休みの時等についてはですね、校長等が学校への参集の上、開放区域を解錠し、要するに体育館の鍵等を先に来て開けて学校の非常配備体制に基づき、教職員を招集するというような形でできる限り学校の先生もですね、対応するという事で考えております。ただし、先生がですね、ずっとその場所にいなければいけないのかということになりますと、なかなか難しい面もありますので、これらにつきましては、町の消防配備計画等とですね、今後更に綿密に計画を練らせていただきまして、学校の役割、そして行政の役割等をですね、明確にしていければと思っております。また当然連携も重要視していきたいと考えております。

**○議長（中村豊）**

はい、鈴木辰也君。

**○4番（鈴木辰也君）**

地震はですね、いつでも発生する可能性があります。

いま課長の答弁にあったように、できる限り学校等の連携をとっていただくということが必要であります。また、他方ではですね、計算をするとですね、学校に職員の先生方が勤務している時間に地震が発生する確率っていうのはですね、約22%だそうです。それで学校に誰もいない時間帯に発生する割合は引けばわかりますけれども、78%。これは計算すればですね、先生方の就業時間と、日数を掛けて1年365日24時間を掛けて計算をすれば必然的に出てくるわけですがけれども、学校っていうのはですね、やっぱり誰もいない時間の方が多いということがわかります。それでまた、学校に先生方がいる、22%の内、子どもたちも学校にいる時間帯がやっぱり15%。そうすると、先生だけいるという時には、というのは7%で、残りの15%の時はもし災害が起きた時には地域の避難所というよりも、子どもたちの安全を優先していかなければいけない。そういうことになると思います。そうした時にですね、それでは誰もいなくて、先生が来るまで学校が開かないと、もしかしたら来れないかもしれない。そういった時にもう1つ考えられるのが、地域の人たち、地域住民の方たちとの連携ということだそうです。そうするとこの避難所開設を、地域の住民の人たち、行政の人たちと共にですね、地域の人たちと一緒に開設をして、そこで地域の人たちが主体的にですね、活動できるような仕組みもつくっていく必要があると思いますけれども、この点について、お答え願いたいと思います。

**○議長（中村豊）**

はい、総務企画課長内田君。



### ○総務企画課長（内田正司君）

御指摘のとおり、学校にですね、先生方がいない場合、特に夜間・休日等の場合につきましては、その避難場所に指定されております所、主に体育館等の鍵につきましては、総務課の方で管理をしているところでございます。

また、非常時でございますので、また総務だけではなくて、あるいは近隣にお住まいの職員の方に鍵を保管してもらうとか、あるいは議員おっしゃるようになりますね、地域との連携ということの中で、区長さんなり、区の役員さんなりにですね、また非常時のために鍵を預かっていただくようなことも必要であろうと思います。それらにつきましては、総務の方とですね、教育課、教育委員会の方と協議させていただく中で、対応をしてまいりたいと考えております。

### ○議長（中村豊）

はい、鈴木君。

### ○4番（鈴木辰也君）

今後、町の防災訓練もありますので、そういったことも加味しながらですね、訓練をやっていただけたらと思います。

5月30日の読売新聞の記事でですね、文科省の調査で、東日本大震災で被災した岩手・宮城・福島の3県の幼稚園から高校の3,160校を対象に調査を実施し、2,617校からの回答があったそうですけれども、回答した学校の約、約じゃない、回答した学校の8割が防災教育を実施しており、内9割が防災教育が主体的な行動に生かされたと答えております。避難訓練をしていた小学校では恐怖と不安で児童がパニック状態になった学校の割合が11.4%だったそうです。訓練をしていなかった小学校では、28.6%に上ったと書かれております。このことからですね、防災教育・避難訓練等がですね、いかに重要だということが分かります。

町としてですね、学校の避難訓練等を含めた防災教育をですね、昨年の結果ですと、中学校では3回、各小学校では年5回、幼稚園では10回、保育所では年11回行ったということでございますけれども、私はこの中学校・小学校等はですね、もう少しいろいろな観点からですね、防災教育・避難訓練等を繰り返し行った方が良いと思いますけれども、その点はいかがでしょう。

### ○議長（中村豊）

はい、菊間教育課長。

### ○教育課長（菊間幸一君）

平成24年度の千葉県が発行しております、学校教育指導の指針で防災教育の充実と、家庭地域と連携した安全で信頼される学校づくりに推進するようというふうに記載されております。また教育委員会で発行しております、平成24年度の鋸南町の教育に

おきまして、学校の安全面については、学校の危機管理マニュアルを見直し、学校・家庭・地域が連携した災害に強い学校づくりを推進するとうたっております、この部分については、学校に通知をし、先程申したとおり、防災計画の見直し等を行うよう指導しているところでございますので、今現在交通安全の関係について、なかなか時間が取れない中で、10時間ほど学校としては取っていると、その他にもですね、朝の会議、あるいは集団下校時等においてですね、常に災害を意識したような形で子どもたちに危機意識及び自立性をですね、把握できるような体制っていうのは取っているということでございます。ただし、このような県も町も挙げて防災教育に取り組む姿勢を出しておりますので、学校にもですね、この辺を十分理解をしていただいて、学校の中で時間の取れる範囲内において対応していただきたいと考えておりますので、そのような形で再度指導していきたいと思っております。

**○議長（中村豊）**

はい、鈴木辰也君。

**○4番（鈴木辰也君）**

どうしても学校の方の事情からすると、ゆとり教育の問題がありまして、平成24年度から中学校は特にですね、新指導要綱の全面実施ということで、やっぱり事業のコマ数が増えてくるのではないかと考えられます。そういった中で、そういう防災教育・避難訓練を果たして、増やして、取っていけるのかどうか。学校側としては事業を潰してやっていくっていうのは非常に難しいところがあるのではないかなというふうに思いますけれども、今大都市、東京都とか、神奈川・京都の方では、土曜日授業っていうのが行われ始めているということです。この学校教育法の施行規則によると、土曜日・日曜日は公立小中の休業日と定めるが、特別な必要がある場合は土日にも、授業を行えるというふうになっております。もちろんこれは、教育長さんも、課長さんも、御存知だと思いますけれども、こういったことをですね、利用して、防災教育に取り組んだらどうかというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

**○議長（中村豊）**

はい、教育長。

**○教育長（富永清人君）**

それでは、法的なものも出てきましたので、確かに東京都等が行っている月何回かの土曜日の試行について、これ法的には可能なんですけれども、千葉県の場合はですね、まだ実際は行われておりません。鋸南町だけというわけにもなかなかいかない問題でありまして、今後ですね、いろんな学力向上の面からとか、そういう問題が出てくるかと思いますが、ここは防災教育とですね、土曜日の学校登校ということとは、ちょっと切り離して考えていきたいと思っております。

できるだけ、防災教育はですね、その学校の教育課程の中で少しでも多く取り入れていこうというふうに考えております。先程もお話が出てきましたように、教員のですね、防災意識を高め、それから防災訓練も形骸化しないような形でですね、効率良くやっていく。そして校長の講話とか、それから学級担任の朝の会、帰りの会とかですね、あるいは道徳教育とか、理科教育とか社会科とかですね、そういうあらゆる学校教育活動の中でですね、防災教育はこれから、折に触れてやっていくという方針でおります。今後とも議員御指摘のように、防災教育はですね、大事な項目として、指導していきように私の方でも指導していきたいと思います。

以上です。

**○議長（中村豊）**

はい、鈴木辰也君。

**○4番（鈴木辰也君）**

どのような方法であれですね、私はやっていこうという、町としての姿勢というのが非常に大切だと思います。やっていこうというふうに決めればですね、それに障害になることを1つずつ外していけばいいわけですから、今教育長の方から答弁があったようにですね、防災教育、学校の方に対してですね、そのような指導を是非行っていただきたいと思います。町長も選挙の時にですね、東日本大震災に学び、地震や台風など自然災害に強い、安心安全な町づくりをどう構築していくかを最優先の重要課題として、徹底的に取り組んでいかななくてはならないと言っております。私もそのとおりだと思います。是非ですね、最後に町長の思いを言っていただきたいと思います。

**○議長（中村豊）**

はい、白石町長。

**○町長（白石治和君）**

災害に関してはですね、人間がですね、命を守るというのが第1前提でありますから、命がなければまったくなくなってしまうわけですから、命をどう守るかというのをですね、これは最優先で考えていかなければならないことだと思います。

昨年はですね、避難訓練等を全町的に行わせていただきました。昨年は何月何日の何時からというような形で避難訓練をやったわけではありますが、だんだんだんだん徐々にですね、徐々にいつやるか不明なところで避難訓練をやるというようなことも必要だと、そう思っておりますから、これは極端にですね、今すぐなにも言わずにサイレンを鳴らすわけにもいきませんので、徐々にですね、徐々にいつ来てもおかしくないと言いますかね、そういう災害に対応できるような避難訓練を何年かかけてですね、そういう体制にもっていきたいなど、そんなことを思っております。

今年もですね、当然避難訓練やるわけにありますから、今回はですね、多少いままで

の形とはまた変わったような形で、開催をするということになるろうかと思えます。

**○議長（中村豊）**

はいじゃあ以上で、鈴木辰也君の質問を終了します。

ここで暫時休憩をし、午後 3 時 3 0 分から会議を再開します。

…………… 休 憩 ・ 1 5 時 2 0 分 ……………

…………… 再 開 ・ 1 5 時 3 0 分 ……………

**◎議案第 1 号の上程・説明・質疑・討論・採決**

**○議長（中村豊）**

休憩を解いて会議を再開します。

日程第 5 議案第 1 号「鋸南町東日本大震災復興基金条例の制定について」を議題といたします。

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長 内田正司君。

〔総務企画課長 内田正司君 登壇〕

**○総務企画課長（内田正司君）**

議案第 1 号「鋸南町東日本大震災復興基金条例の制定について」御説明をいたします。

千葉県では、昨年 3 月の震災に伴い、特定被災地方公共団体に指定され、特別交付税の措置がなされました。その財源を原資に、千葉県東日本大震災市町村復興基金を設立。平成 24 年度、25 年度の 2 カ年度で 30 億円を市町村に交付されることとなりました。

交付金の対象事業は、復興ソフト事業に要する経費の財源に充てることを目的とし、市町村が行う基金の設置に必要な経費等とされていることから、新たに基金条例の制定をお願いするものでございます。

それでは、基金条例を御覧願いたいと思います。

第 1 条でございますが、基金の設置に関する規定ですが、基金の名称につきましては「鋸南町東日本大震災復興基金」とし、東日本大震災からの復興に資する事業の資金に充てることを目的に、地方自治法第 241 条の規定により、設置するものでございます。

第 2 条は積立に関する規定ですが、基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とするものですが、積立金につきましては県からの交付金を原資に、平成 24 年度 1,400 万円、平成 25 年度 600 万円を予定しているところでございます。

第3条は基金の管理で、金融機関への預金ほか确实有利な方法により管理すること。

第4条運用収益の処理に関する規定ですが、歳入歳出予算に計上し、基金に編入するものでございます。第5条の基金の処分につきましては、復興に資する事業に充てる場合に限り、処分ができるものとするものでございます。

第6条は繰替運用に関する規定、第7条は委任規定で、条例で定めるほか、必要な事項は別に定めるとするものでございます。

附則ですが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で、説明を終わります。

よろしく御審議の上、議決賜りますよう、お願いいたします。

**○議長（中村豊）**

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

はい、4番鈴木辰也君。

**○4番（鈴木辰也君）**

この鋸南町東日本大震災復興基金条例の1条の条文から読みますとちょっとどういった事業に充てられるのかっていうのがですね、はっきり分からないんですが、今後ですね、こういう町としての懸案でもあります自主防災組織への助成金としての使用がですね、できるのかどうか、今分かったら教えていただきたいと思います。

**○議長（中村豊）**

総務企画課長。

**○総務企画課長（内田正司君）**

自主防災組織への補助金への使用は可能かということでございますけれども、県の方に事業に関する照会をいたしましたところ、地域の防災力を高めるための施策であれば、事業採択されるのではないかとというような、回答を得ているところでございます。今後ですね、その事業につきましては、内部で協議をして決定をし、県との協議の中で、採択を受けるような形になります。それら、自主防災組織に関する補助金のものにつきましてもですね、事業メニューに載せられるような検討はしてまいりたいと思います。

**○議長（中村豊）**

はい、鈴木君再質問は。

**○4番（鈴木辰也君）**

いいです。

**○議長（中村豊）**

他にありませんか。

質疑がないようですので、質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（中村豊）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

**○議長（中村豊）**

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**◎議案第2号の上程・説明・質疑・討論・採決**

**○議長（中村豊）**

日程第6 議案第2号「鋸南町印鑑条例及び鋸南町手数料条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

税務住民課長より議案の説明を求めます。

税務住民課長 渡邊昌廣君。

〔税務住民課長 渡邊昌廣君 登壇〕

**○税務住民課長（渡邊昌廣君）**

議案第2号「鋸南町印鑑条例及び鋸南町手数料条例の一部を改正する条例の制定について」御説明いたします。

外国人登録法が廃止され、外国人の方を住民基本台帳法の対象に加える「住民基本台帳法の一部を改正する法律」が公布され、平成24年7月9日から施行されることに伴い、鋸南町印鑑条例及び鋸南町手数料条例の一部を改正する必要が生じたので、条例改正をお願いするものでございます。

いままでは、日本人の方は住民基本台帳法、外国人の方は外国人登録法に基づき、それぞれ鋸南町印鑑条例及び鋸南町手数料条例で規定されておりましたが、外国人登録法が廃止され住民基本台帳法に一本化されることになるため、それぞれの規定から外国人登録法に関する部分を削除するものでございます。

それでは、新旧対照表により説明させていただきますので、新旧対照表を御覧ください。

まず、鋸南町印鑑条例の第2条では、登録資格等を規定していますが、「若しくは外国人登録法に基づき、登録をうけている者」のところを削るものです。第4条では、登録申請の確認について規定しておりますが、「許可証若しくは身分証明書又は外国人登録証」を「許可証又は身分証明書」に改めようとするものでございます。

続きまして、2ページを御覧ください。

第6条では、登録印鑑の拒否について規定していますが、「又は外国人登録原票」のところを削るものです。第9条では、印鑑登録原票記載事項の修正について規定しておりますが、「又は外国人登録法」のところを削るものです。

恐れ入ります、3ページをお願いいたします。

今度は鋸南町手数料条例の別表中、「外国人登録法第4条の3第2項による」部分を削ろうとするものでございます。

最後にこの条例は、平成24年7月9日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（中村豊）**

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（中村豊）**

質疑がないようですので、質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（中村豊）**

討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

**○議長（中村豊）**

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## ◎議案第3号の上程・説明・質疑・討論・採決

### ○議長（中村豊）

日程第7 議案第3号「平成24年度鋸南町一般会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長 内田正司君。

〔総務企画課長 内田正司君 登壇〕

### ○総務企画課長（内田正司君）

議案第3号「平成24年度鋸南町一般会計補正予算（第1号）について」御説明をいたします。

今補正予算は歳入歳出それぞれ2,077万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ39億4,710万8,000円とするものでございます。

恐れ入ります。8ページをお開き願います。

歳出から御説明をいたします。

第1款、第1項、第1目議会費でございますが、議会費につきましては、3月定例議会におきまして、議員発議により議員報酬10%削減を引き続き行う条例が可決されたことにより、第1節報酬から第4節共済費まで557万9,000円の減額をするものでございます。

第2款総務費、第1目一般管理費でございますが、備品購入費21万円をお願いをいたしました。3階大会議室で使用する、携帯用ワイヤレスアンプの購入を行おうとするものでございます。

第3款民生費でございます。第4目老人福祉センター費、12節役務費につきましては、15万8,000円をお願いいたしました。水の成分検査3回分、13節の委託料につきましては温泉掘削場所を特定するための地質調査と物理探査委託費199万5,000円をお願いするものでございます。

民生費の4目学童保育費でございます。備品購入費といたしまして、11万2,000円をお願いいたしました。スケーター7台を購入するものでございます。この財源につきましては、一般財源11万2,000円となっておりますが、前年度学童保育費に指定寄付されました10万円を充当するというところでございます。

第5款農林水産業費、第6目農地費でございます。第13節委託料でございますが、地すべり防止施設維持管理委託4万4,000円につきましては、県委託金が1地区当たり2,000円増額をされたことにより補正をお願いをするものでございます。

9ページをお願いをいたします。



3 項水産業費、3 目漁港管理費でございます。11 節の需用費、修繕料 100 万円でございますが、これにつきましては、保田漁港内、標識灯の経年劣化により、灯具・蓄電池等の交換・修理を行うものです。

第 7 款土木費でございます。1 目の土木総務費、委託料 15 万円でございますが、赤道交換に伴います、境界標設置・地積測量図等の作成委託を行うものでございます。

第 8 款消防費、第 2 目消防施設費でございます。工事請負費 250 万円につきましては、当初予算をお願いをいたしました、防災行政無線固定系の更新工事につきまして、詳細設計を行う中で 250 万円の増額の補正をお願いをするものでございます。財源といたしましては、国庫補助金につきましては、社会資本整備総合交付金 89 万 6,000 円、地方債につきましては、過疎債 160 万円を充当するものでございます。

第 9 款教育費、1 目の幼稚園費でございますが、報償費 14 万円及び需用費 4 万円につきましては、英語教育の拡充を図るため、本年 9 月から月 2 回講師を招き、幼稚園児に対する英語教育を実施するための費用の計上をお願いをしたところでございます。

第 12 款諸支出金、第 1 項基金費でございます。4 目の東日本大震災復興基金につきましては、県補助金の市町村復興基金交付金、1,400 万円を財源として、積み立てをしようとするものでございます。

第 5 目教育施設等整備基金費、積立金 600 万円につきましては、議員歳費削減相当額を基金に積立をしようとするものでございます。

なお、今補正後の基金残高は、1 億 3,881 万 7,000 円となるものでございます。

続きまして、6 ページをお願いいたします。

失礼いたしました。7 ページをお願いいたします。

歳入でございますが、特定財源につきましては、歳出の説明と併せて説明させていただきましたが、特定財源を充当し、なお不足する財源といたしまして、17 款繰入金、第 2 項基金繰入金につきましては、財政調整基金繰入 423 万円をお願いをするものでございます。

なお、今補正後の財政調整基金残高は 5 億 1,969 万 3,000 円となるものでございます。

4 ページをお願いいたします。

第 2 表地方債の補正でございます。

消防防災事業債につきましては、160 万円を増額し、限度額を 1,600 万円に改めようとするものでございます。

10 ページをお開き願います。

10 ページは、地方債現在高見込みに関する調書でございます。

平成 24 年度末の残高見込額は、表中の右下の合計欄、48 億 5,430 万 2,000 円を予定をしているものでございます。

11 ページをお願いをいたします。

給与費明細書でございますが、特別職に係ります給与明細書でございます。御参照をお願いをいたします。

12 ページにつきましては平成 23 年度の繰越明許費、繰越計算書でございます。記載のとおり、5 事業、5,938 万 9,075 円を平成 24 年度に繰越しをするものでございます。

以上で議案第 3 号の説明を終わります。

よろしく御審議の上、可決賜りますようお願いいたします。

### ○議長（中村豊）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

はい、3 番緒方猛君。

### ○3 番（緒方猛君）

ちょっと内容が私理解ができていないので、教えていただきたいという点が 1 点なんです。9 ページのですね、第 5 款ですか、農林水産漁業関係、漁港の管理っていうことで、修繕費 1,000 万円、100 万円か、100 万円が、今回追加されるということですが、保田の漁協のですね、保田の漁協っていうのは我々が考えるに、保田漁協っていう会社がありますよね、漁業協同組合が、それと、町がこうやって出資すると言いますかね、予算を計上して、工事をやるというのは、どこがどういう具合にこう、境があって、分かっているんでしょうかね。

それがよく私には分からないんです。

是非説明をいただきたいと思います。

それから 2 点目がですね、9 番目の第 9 款教育費、幼稚園児に英語を教えていただきながら、園児の、なんて言いますかね、保育を行うと。過日もこれの説明が 18 万円で何人かを謝礼としてあれしますよという話がありました。その時私はボランティアっていうことをね、検討されたんですかと、いう話をちょろっとしましたけれども、深追いはしませんでした。実は今日ですね、一般質問でちょっと準備をしてたんですが、ここまでいきつかなかったんですけれども、私は 4 月にですね、大分の豊後高田市っていう所に交流に行ってきました。ここは皆さんテレビだとかなんかでいろいろやっていますね、あるいは情報を得ている方も多いと思うんですが、学びの 21 世紀塾っていうのやっています。これは市長さんが塾長さんです。で、土曜日とですね、もう 1 日、確か木曜日だと思うんですけれども、この日にですね、幼稚園と小学校と、中学生のですね、塾を全員対象で塾をやっています。ざっくり言ってですね、2 万 4,000 人の市ですから、小学校が 12 の、中学校が 6 つあるという具合にこの間交流で聞きました。このですね、全員の土曜日と、ある 1 日の特定の 1 日のですね、ボランティアの講習に地域の方

が約 40 名、それから市職、市の職員の方が約 70 名。それから教育、学校教育をしている教職員の方が約 130 名、合計で 250 名の方がですね、すべてボランティアで、塾を運営しています。施設はですね、市の方が提供してあげて、学校だ小学校だ、公民館だ、それから寺子屋だとか、そういうことを、そういう場所を使っている。ただし、子どもたちの塾の授業料っていうのは、ゼロ円です。これで過去 10 年間やってきて、大変素晴らしい成績を上げています。

その詳細については割愛します。

市の予算は、正確に言うと、これだけのことをやっていて、600 万円。ちょっと成績にも触れますと、大分県の中学生と小学生の成績はですね、県下で大分県は全県、国全体の中で 41 番目と 42 番目です。ただし、この高田市の中学 3 年生と小学 6 年生の成績は中学生が 2 番、小学生は全国 1 番目です。尚且つ、県の中で、この 6 年生と 1 年生、中学 1 年生は、6 年間大分県下で 1 番です。

私が言いたいのは、行政になにかを頼むとですね、必ずお金が伴うんですね。大体は。ですから、そんなに裕福でない行政っていうのは、私がこれからはですね、ボランティアが勝負だと思っているんです。福祉についても、こういうことについても、だからどこまでが、そのボランティア的な性格で町を支えられるか。町長さんのよく言われるね、協働の世界だと思っんですね。だから協だけではできない。公だけでもできない。一緒になってやろうじゃないかという世界だと思っんですね。それをこの部分についてもですね、是非取り組んできてもらいたい。それができなければできないでしょうがないんです。だけど初めからその気がなくてですね、こういうことをやるとすべて、なんか手当を払いますよというのは、私はもうそろそろね、補助金だとかなんかを考えると、そういう潤沢な支払いはできないのが現実じゃないかと思っんですね。だけどそういうことはやっていかなければならない。それはじゃあどうやってやっていくんだって言ったら。

### ○議長（中村豊）

緒方議員。

簡潔に。

### ○3 番（緒方猛君）

ということで、終わります。

ボランティアを是非検討していただきたいということです。

### ○議長（中村豊）

2 点について、地域振興課福原君。

### ○地域振興課長（福原傳夫君）

保田漁港の施設がどういうものかということから、説明させていただきたいと思っます。保田漁港は町営漁港でございます。それで護岸、堤防とか、荷捌所っていうんです

かね、そういう護岸とかそういうものについては簡単に言いますと護岸とか棧橋とか、浮き棧橋がありますけれども、そういうものは町営漁港の施設でございます。その中の土地利用計画に基づいて組合が「ばんや」とか、そういうものの敷地について借りて営業しているところがございます。ですから組合の運営する部分と、町が施設の維持管理をしている部分というような分け方になろうかと思えます。

以上です。

**○議長（中村豊）**

はい、じゃあ後教育関係の方。

はい、菊間教育課長。

**○教育課長（菊間幸一君）**

緒方議員さんも、幼稚園への英語教育については御理解をいただけるというふうに思っております。理想でゼロ円ですね、すべてができるということは本当に目指すところではございますが、今の中において、その組織を立ち上げてっていうのはなかなか難しいということで、これは先行させていただきますが、夏休みですね、英会話教室を行います。それで初級・上級の方に向けてですね、それぞれ15人ずつの英会話を行いますので、それを行う中においてですね、アンケートの中で、今後ですね、英語教育等についてボランティアいただけないかとかですね、その辺のアンケート調査をさせていただいて、少しでも御理解をいただけるような体制ができればと思っております。

また、お知恵を拝借させていただきたいと思えます。

**○議長（中村豊）**

はい、再質問は。

はい、緒方君。

**○3番（緒方猛君）**

先程私がテーマに取り上げました、送迎ボランティアですけれどね、それをやっている人たちは大変粹に感じているよと。誇りに思っているという回答がありました。そういう気持ちでやっていたらいいんだと思えます。今話題の、小学生、幼稚園生のね、教育だって、僕はそういう気持ちのある人がゼロじゃないと思うんですよ。そこは是非、主旨を明確にしながら、拡張していただきたいなというお願いです。

以上です。

**○議長（中村豊）**

はい、よろしいですね。

他に。

12番三国君。

**○12番（三国幸次君）**

8ページの社会福祉費、老人福祉センター費の中の温泉電気探査委託、199万5,000円について伺います。

いまのところ、いつ頃、これから予算が可決されてからの話しになるんでしょうけれども、いつ頃工事をする目安と考えているか。はっきり、どこまではっきりしているか分からないけれども、考えているところがあったらお答えください。

**○議長（中村豊）**

はい、保健福祉課長前田君。

**○保健福祉課長（前田義夫君）**

温泉探査の実施の計画は、ということでございますけれども、予算をいただきまして、7月中には、終わりたいと、と言いますのは、それから8月上旬にかけてですね、その結果を整理をして、その後の段階へ進むための期間が必要なものですから、逆算すると、7月の終わりぐらいまでに現場の調査を終わりたいというふうに考えております。

**○議長（中村豊）**

はい、12番三国君。

**○12番（三国幸次君）**

この電気探査というのは、準備があつて、実際に探査してと、それで結果っていうのはすぐ出るものなんですか、それとも結果が出るまでに期間がかかるものなんですか。

**○議長（中村豊）**

はい、前田君。

**○保健福祉課長（前田義夫君）**

話を聞きますと、実質的な現場の作業は、準備してから終わるまで、4・5日だそうです。しかしながらそれをデータとして、コンピュータで解析をしながらというものがその後かかるということで、また天気等の具合もありますので、まあ、どうしても1カ月くらいは期間としては取りたいというふうに思ってます。

いわゆる、7月中にやってしまいたいと考えております。

**○議長（中村豊）**

はい、三国君。

**○12番（三国幸次君）**

私はその検査しているところに興味があるんで、もし都合がつけば、見たいなと思っているんで、もし検査の日がちがははっきりしたら、教えてもらえますか。それから結果が出たらできるだけ、教えてほしいと、要望して終わります。

**○議長（中村豊）**

じゃあ、要望じゃなくて、返事ができれば。

前田君。

**○保健福祉課長（前田義夫君）**

この電気探査ですが、電気の方はですね、ピリピリと触ったとしてもくるぐらいなんで、命に危険はありませんので、ただ作業の段取りについてはまだ打合せも業者もまだ決まっておりませんので、それができまして、可能な限り、立ち会えるというか現地を見るについては、段取りをしていきたいと思っております。なお結果につきましては、これは結果はその後どこをどう掘れるのか、掘れないのか。可能性があるかないかっていうことのデータになりますので、これについては、次の段階に議会の方にも状況報告はしていかなければならないと思っております。

**○議長（中村豊）**

はい他に、質疑のあります方。

はい、4番鈴木辰也君。

**○4番（鈴木辰也君）**

私も8ページの今、三国議員の質問のあった温泉電気探査委託費についてでありますけれども、これは笑楽の湯、老人福祉センターの笑楽の湯の温泉化のための、まず第1歩の調査ということでありますけれども、老人福祉センターの施設というのはですね、今現在でも施設としては、十分、十分とは言えないかもしれないですけれども、整っているのではないかなど。それでその上で温泉化をしていくということありますから、町はですね、行財政改革の一環で施設の持ち出し、赤字額をできる限り減らして、直営で運営していくという、前の一般質問の答弁もありましたから、この温泉化をして、今後、この施設をどのような、将来どのような施設にして、どのように運営していくかというのをですね、今課長の方から、三国議員の方に答弁がありましたけれども、検査をして、探査をして、その結果、出るか出ないか分からないけど、もし出れば温泉化をしていくと思うんです。そうした時に、その老人福祉センターのですね、施設をどのような施設にしていくのか。どのような運営をしていくのかっていうことをですね、町は示すべきだと私は思いますが、今現在、町の方で、どのようにお考えになっているのか、お伺いしたいと思えます。

**○議長（中村豊）**

はい、保健福祉課長。

**○保健福祉課長（前田義夫君）**

この老人センター、そして笑楽の湯、老人センターは昭和56年につくりましてですね、福祉のため、議員さんがおっしゃるとおり、福祉のため、それに現状の中では観光も含めた供用型という意識の中で取り組んでいこうということでございます。この老人センター、笑楽の湯、将来どういう位置付けにしていくのかということろまではまだ具

体的にはこうだというものまでは決まっておられません。ただ、総合計画の中ではですね、今回温泉掘削をしようとする位置付けにつきましては、観光振興と定住化の促進のため、観光資源の充実と、ネットワーク化を図るためにということの中で温泉掘削を位置付けて、今回、今までの資源を、再開するために、お願いしようとするものでございます。

そして、結果ですね、最終的にこの施設がどういう位置付けなのかということが、きちっと定義できる条件が整うまで、すなわち考えますが、温泉、そして、仮にお湯が出たと、お湯が出たことによって、将来その老朽化施設等、また地域の位置付け等をですね、総合的にその段階で再度位置付けをさせていただくということの中で、この施設の在り方をですね、決めていくことの方が、ことがよろしいんではないかっていうのはあと期間としては、この調査をして、来年本掘削に段取りがたって、来年再来年、この2年くらいで、その温泉の、が現実的になるかということが、なりますので、期間を2・3年いただきたいと、このように考えます。

**○議長（中村豊）**

はい、鈴木君再質問。

はい、鈴木君。

**○4番（鈴木辰也君）**

是非ですね、私もあそこの施設は佐久間地区、鋸南地区、鋸南町の中心となる施設であると思いますので、是非ですね、温泉化する、していくということであればですね、きちんとした運営の計画等をつくっていただいでですね、できる限り、町の方の財政に負担がかからないように、少しでも負担がかからないような運営をしていっていただきたいと思います。

**○議長（中村豊）**

はい、白石町長。

**○町長（白石治和君）**

いまあのですね、老人福祉センターの位置付けというような、お話でございます。この件はですね、これは温泉掘削に関しての位置付けというような意味合いかと思っておりますので、少しお話をさせていただきたいと思っております。

この温泉の掘削をするという、掘削を試みようということはですね、これは鈴木議員がおっしゃっているように、笑楽の湯で使うということも1つはありますけれども、この温泉を確保するということがですね、佐久間地区の全体の地区のですね、これはもう温泉が仮に出ることになれば、大きな地域の資源でありますから、そのためにこれをやるという考え方は実は私は持っております。ただ単に、笑楽の湯だけのですね、温泉のために掘削をするということではなくてですね、当然緒方議員の質問の中にも選任うんぬんの話しもあるわけでありまして、小藤田議員の質問の話しも選任うんぬん

の話しがあるわけですから、この佐久間地区の資源としてですね、資源として、掘削をするという考え方を実は持っておりますので、その後の展開はですね、また広く地域を、広くかかわってのですね、方向性を定めていかなければならないと、そう思っております。

**○議長（中村豊）**

はい、鈴木君最後あります。

よろしいですか。

はい、他に質疑のある方。

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います、討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（中村豊）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

**○議長（中村豊）**

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



平成23年第4回鋸南町議会定例会議事日程〔第1号の追加1〕

平成23年6月14日

- 追加日程第1 発議案第1号 国における平成25年度教育予算拡充に関する意見書  
(案) について
- 追加日程第2 発議案第2号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書(案)に  
ついて

**○議長（中村豊）**

追加議案がありますので暫時休憩をし、議案を配布いたします。  
自席でお待ちください。

……………休憩・16時05分……………

……………再開・16時06分……………

**○議長（中村豊）**

休憩を解いて会議を再開します。  
ただいま、追加議事日程及び追加議案をお手元に配布いたしました。  
議案の配布漏れはありませんか。  
〔「なし」の声あり〕

**○議長（中村豊）**

配布漏れなしと認めます。  
ただいま、配布いたしました発議案第1号及び第2号を日程に追加し、議題とすることに御異議はありませんか。  
〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（中村豊）**

異議なしと認めます。  
よって発議案第1号及び第2号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

**◎発議案第1号の上程・説明・質疑・討論・採決**

**○議長（中村豊）**

追加日程第1 発議案第1号「国における平成25年度教育予算拡充に関する意見書（案）について」を議題といたします。  
職員をして、議案の朗読をいたさせます。  
議会事務局長 高橋一利君。

**○議会事務局長（高橋一利君）**

〔朗 読〕

## ○議長（中村豊）

提出者から提案理由の説明を求めます。

提出者 8番 松岡直行君。

〔8番 松岡直行君 登壇〕

## ○8番（松岡直行君）

発議案第1号「国における平成25年度教育予算拡充に関する意見書（案）について」は、私のほか4名の総務常任委員の賛成を得ましたので、提出いたしました。意見書案の朗読をもって、提案理由の説明といたします。

国における平成25年度教育予算拡充に関する意見書案。

教育は、憲法・子どもの権利条約の精神に則り、日本の未来を担う子どもたちを心豊かに教え、育てるという重要な使命を負っている。しかし現在、日本の教育は、いじめ・不登校をはじめ、学級崩壊、少年による凶悪犯罪、更には経済不況の中、経済格差から生じる教育格差等、様々な深刻な問題を抱えている。一方、国際化・高度情報化などの社会変化に対応した学校教育の推進や教育環境の整備促進、新学習指導要領への移行による授業時数の増加や小学校における外国語活動の必修等に伴う経費の確保も急務である。千葉県及び県内各市町村においても、一人ひとりの個性を尊重しながら、生きる力と豊かな人間性の育成を目指していく必要がある。そのための様々な教育施策の展開には、財政状況の厳しい現状をみれば、国からの財政的な支援等の協力が不可欠である。充実した教育を実現させるためには、子どもたちの教育環境の整備を一層進める必要がある。

そこで、以下の項目を中心に、平成25年度に向けての予算の充実をしていただきたい。保護者の教育費負担を軽減するために義務教育教科書無償制度を堅持すること。現在の経済状況を鑑み、就学援助に関わる予算を拡充すること。子どもたちが地域で活動できる総合型地域クラブの育成等、環境・条件を整備すること。危険校舎、老朽校舎の改築やエアコン、洋式トイレ設置等の公立学校施設整備費を充実すること。子どもの安全と充実した学習環境を保障するために、基準財政需要額を改善し、地方交付税交付金を増額することなど。

国においては、教育が未来への先行投資であり、日本の未来を担う子どもたちに十分な教育を保障することが、国民の共通した使命であることを再認識され、国財政が非常に厳しい状況の中ではあるが、必要な教育予算を確保することを強く要望する。

以上であります。意見書は、内閣総理大臣・財務大臣・文部科学大臣・総務大臣に提出を予定しております。

議員各位の御理解と御賛同をお願いいたしまして、私の説明を終わらせていただきます。

**○議長（中村豊）**

説明が終わりましたので、これより提案者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（中村豊）**

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（中村豊）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

**○議長（中村豊）**

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**◎発議案第2号の上程・説明・質疑・討論・採決**

**○議長（中村豊）**

追加日程第2 発議案第2号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書(案)について」についてを議題といたします。

職員をして、議案の朗読をいたさせます。

議会事務局長 高橋一利君。

**○議会事務局長（高橋一利君）**

〔朗 読〕

**○議長（中村豊）**

提出者から提案理由の説明を求めます。

提出者 8番 松岡直行君。

〔8番 松岡直行君 登壇〕

**○8番（松岡直行君）**

発議案第2号「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書（案）について」は、私のほか4名の総務常任委員の賛成を得ましたので、提出いたしました。

意見書案の朗読をもって、提案理由の説明といたします。

義務教育費国庫負担制度堅持に関する意見書案。

義務教育費国庫負担制度は、憲法上の要請として、教育の機会均等とその水準の維持向上を目指して、子どもたちの経済的、地理的な条件や居住地のいかんにかかわらず無償で義務教育を受ける機会を保障し、かつ、一定水準の教育を確保するという国の責務を果たすものである。

政府は、国から地方への補助金を廃止し、地方が自由に使える一括交付金を政令指定都市に導入しようとしている。義務教育と社会保障の必要額は確保するとしているが、義務教育費国庫負担制度についても議論される可能性がある。

義務教育における国と地方の役割等について十分議論がされないまま、地方分権推進の名のもとに、このような検討が現実のものとなると、義務教育の円滑な推進に大きな影響を及ぼすことが憂慮される。また、義務教育費国庫負担制度が廃止された場合、義務教育の水準に格差が生まれることは必至である。

よって、国においては、21世紀の子どもたちの教育に責任を持つとともに、教育水準の維持向上と地方財政の安定を図るため、義務教育費国庫負担制度を堅持するよう強く求める。

以上であります。意見書は、内閣総理大臣・財務大臣・文部科学大臣・総務大臣に提出を予定しております。

議員各位の御理解と御賛同をお願いいたしまして、私の説明を終わらせていただきます。

**○議長（中村豊）**

説明が終わりましたので、これより提案者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（中村豊）**

ないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（中村豊）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

**○議長（中村豊）**

举手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**◎閉会の宣言**

**○議長（中村豊）**

これにて、今定例会に付議された案件の審議は、すべて終了いたしました。

よって、平成24年第3回鋸南町議会定例会を閉会いたします。

皆さん、御苦労さまでした。

[閉会のベルが鳴る]

…………… 閉 会 ・ 1 6 時 1 8 分 ……………

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成24年 7月13日

議 会 議 長            中 村   豊

署 名 議 員           緒 方   猛

署 名 議 員           松 岡   直 行